

なとりのかんきょう

令和3年度測定等結果報告



名取市生活経済部クリーン対策課



はじめに

本市を取り巻く環境は、近隣騒音や悪臭などの都市・生活型公害のような身近な問題もさることながら、気候変動や地球温暖化、投棄されたプラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模での環境問題が顕著化しています。

国においては、地球規模で喫緊の課題となっている気候変動や地球温暖化への対策として 2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を開始しております。

本市においても、令和 3 年 10 月に「名取市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素社会の構築に向けて、地域が一体となって進めていくための方向性を示しました。また、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」に賛同し、新国民運動官民連携協議会への参画を行い、脱炭素化に取り組んでいくこととしています。

私たちのふるさと名取は、東部に雄大な太平洋を臨み、西部に高館山や五社山などのなだらかな丘陵地が連なり、さらに、名取川・阿武隈川の両水系に囲まれた肥沃な名取耕土が広がるとともに、温暖な気候に恵まれるなど豊かな自然環境を有しています。また、鉄道・道路交通網の発達、東北の空の玄関口である仙台空港を擁するなど、自然と都市が一体となった魅力溢れる街です。この快適で潤いと安らぎのある環境、恵み豊かな自然を次世代に継承していくことが地球環境を守るうえでも大きな意義があることを認識し、すべての人が協力しあって環境に配慮した行動が重要です。

本書は、令和 3 年度における本市の環境の状況及び本市が実施した環境施策の状況をまとめたものです。本書を通じて、多くの皆様に環境に対する関心を深めていただき、本市の環境行政の推進に対し、より一層のご理解とご協力を頂ければ幸いです。

令和 4 年 11 月

名取市長 山田 司郎

も く じ

I 本市の概況	
1. 位置	1
2. 人口	2
3. 気象	2
4. 自然環境	3
II 本市の環境	
1. 騒音・振動	4
2. 悪臭	12
3. 大気汚染	12
4. 水質汚濁	16
5. 地盤沈下	20
6. 苦情処理	24
7. 広域的な公害防止の取組	25
III 自然環境保全	
1. 自然と地域とのふれあい活動	26
2. 自然観察路の整備	26
3. 高館山自然レクリエーション施設	26
4. 県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域	26
5. 市内の希少種・外来種の状況	28
6. 市以外の団体による取組	28
IV 清掃事業	
1. ごみ処理概要	29
2. ごみ減量・リサイクル推進事業	31
3. ダイオキシン類対策	34
4. し尿処理	35
V 地球環境問題	
1. 地球温暖化	36
2. オゾン層の保護	38
3. その他の地球環境問題	39
VI 東日本大震災に伴う環境問題	
1. 放射能汚染	41
2. 大気中の汚染物質の状況	43
VII 資料	
環境基準等	44
VIII 用語の説明	59

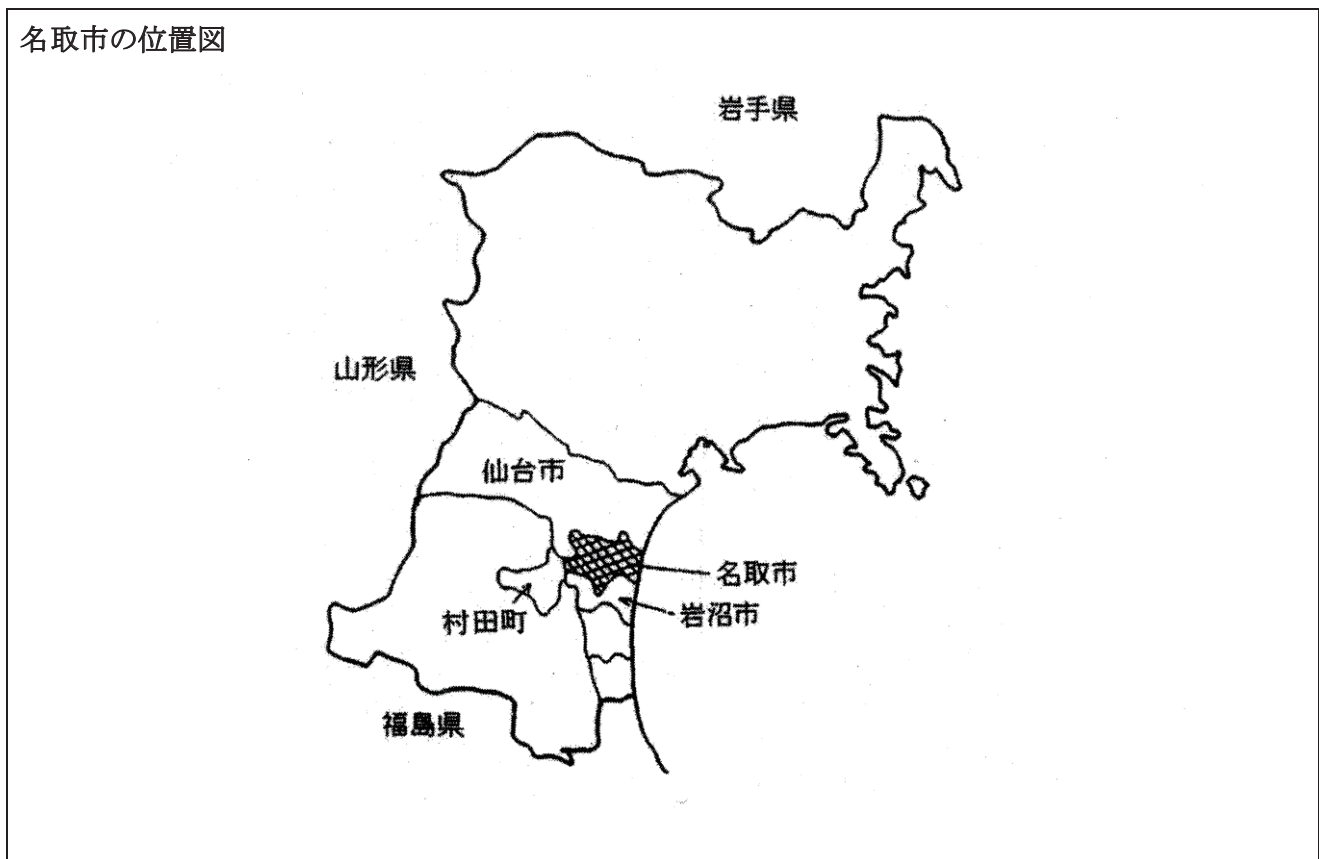
I 本市の概況

1. 位置

本市は、宮城県の中央部に位置し、東北の中核都市である仙台市に隣接しています。東北本線、国道4号線、東北縦貫自動車道及び仙台東部道路が南北に縦断、また空の玄関仙台空港が所在し、さらにはJR仙台駅と直結した仙台空港アクセス鉄道が運行するなど、交通の要衝となっています。

東は、太平洋を臨み、西部一帯は広大な山並みが連なり、遥かに蔵王連峰の雄姿を眺めることができます。仙台湾海浜県自然環境保全地域及び樽水・五社山県自然環境保全地域と高館・千貫山緑地環境保全地域が指定されており、また名取耕土の肥沃な生産緑地が市街地を包む東西15km、南北8km、面積98.18km²の市域を擁する緑豊かな地域環境を形成しています。

気候も表日本型で太平洋を北上する黒潮のため冬期でも比較的温暖です。



方位	経度	地名	距離	方位	緯度	地名	距離	面積
極東	140° 58' 03"	閑上字東須賀	15 km	極南	38° 06' 36"	堀内字南	8 Km	98.18 km ²
極西	140° 47' 03"	高館熊野堂 字今成西		極北	38° 13' 09"	高館熊野堂 字今成西		

注：面積は、国土地理院調査（令和2年7月1日現在）による。

2. 人 口

年 次	人 口 (単位：人)			世 帯 数	1 世 帯 当 たり の 人 口
	男	女	計		
平成 25 年	36,377	37,762	74,139	27,511	2.69
26 年	37,199	38,575	75,774	28,404	2.67
27 年	37,840	39,100	76,940	29,081	2.65
28 年	38,156	39,438	77,594	29,658	2.62
29 年	38,525	39,829	78,354	30,195	2.59
30 年	38,604	39,804	78,408	30,585	2.56
令和 元年	38,902	40,166	79,068	31,214	2.53
2 年	39,132	40,396	79,528	31,863	2.50
3 年	39,054	40,396	79,450	32,253	2.46

資料：名取市統計書。数値は各年9月末日時点のもの。（外国人を含む。）

3. 気 象

年 次	気 温 (°C)					風 速 (m/sec)		降 水 量 (mm)		最深積雪日量 (cm)
	平 均			極		平均	最大	総 量	最大日量	
	平均	最高	最低	最高	最低					
平成 25 年	12.2	16.4	8.1	36.0	-10.0	3.3	26.0	1,014.0	102.0	23
26 年	12.2	16.6	8.1	33.4	-8.60	3.4	18.6	1,189.5	102.5	25
27 年	13.1	17.2	8.9	33.1	-5.50	3.4	20.8	1,155.0	103.5	18
28 年	13.1	17.3	8.9	35.0	-7.30	3.4	21.5	1,114.0	90.5	7
29 年	12.3	16.7	8.1	34.6	-9.8	3.4	20.1	1,149.5	156.0	3
30 年	13.1	17.5	8.7	37.3	-9.2	3.3	22.3	888.0	86.0	15
令和 元年	13.0	17.4	8.6	34.0	-6.2	3.4	19.6	1,165.5	240.0	2
2 年	13.2	17.4	9.2	35.1	-7.3	3.2	20.3	1,185.0	132.5	3
3 年	13.1	17.4	8.9	32.4	-8.7	3.4	19.7	1,069.5	76.5	3

※ 本表は気象庁仙台航空測候所の観測値である。

4. 自然環境

県自然環境保全地域の指定状況

(単位：ha)

名 称	位 置	指 定 年 月 日	総 面 積 (特別地区)	市該当面積 (特別地区)
仙 台 湾 海 浜 県自然環境保全地域	仙台市 名取市 岩沼市 亘理町 山元町	昭和 48 年 8 月 17 日	1,507.69	228.2
樽 水 ・ 五 社 山 県自然環境保全地域	名取市 村田町	昭和 48 年 8 月 17 日	1,317 (253.5)	1,190 (253.5)

緑地環境保全地域の指定状況

(単位：ha)

名 称	位 置	指 定 年 月 日	総 面 積	市該当面積
高 館 ・ 千 貫 山 緑地環境保全地域	仙台市 名取市 岩沼市 柴田町	昭和 61 年 12 月 26 日	2,830	752

鳥獣保護区の指定状況

(単位：ha)

※野生鳥獣保護のため狩猟を禁止している区域

設定区分	番号	名 称	所 在 地	存続期間	面積
国設	1	仙台海浜	仙台市 名取市 七ヶ浜町 東松島市	H19. 4. 1～R9. 3. 31	7,596

特定猟具（銃）使用禁止区の指定状況

(単位：ha)

※銃を用いた猟を禁止した地域

設定区分	番号	名 称	所 在 地	存続期間	面積
県設	17	仙台空港	名取市 岩沼市	H21. 11. 1～R11. 10. 31	525
	18	広浦	名取市	H16. 11. 1～R6. 10. 31	368
	19	愛島笠島	名取市	H23. 11. 1～R13. 10. 31	637
	20	愛島塩手	名取市	H23. 11. 1～R13. 10. 31	95
	21	樽水ダム	名取市	H24. 11. 1～R14. 10. 31	68
	22	名取	名取市	H26. 11. 1～R16. 10. 31	617
	23	仙台南	仙台市 名取市	H23. 11. 1～R13. 10. 31	4,000

指定猟法禁止区域（鉛製散弾）の指定状況

(単位：ha)

※狩猟の際鉛製散弾の使用を禁止している区域

設定区分	番号	名 称	橋名等	所 在 地	面積
一級河川 (阿武隈川水系)	3	志賀沢川	北目大橋	名取市	38
一級河川 (名取川水系)	12	増田川	朝町橋	名取市	31

II 本市の環境

1. 騒音・振動

(1) 概要

騒音とは、私たちが主観的に感じる不快な音、好ましくない音のことをいい、振動とは、非自然的な要因によって地面や建物が震えることで、身体や財産に悪影響を及ぼすもののことをいいます。

いずれもその発生源は、工場・事業場、各種交通機関、日常生活からと多岐にわたっており、私たちにとって最も身近な公害であるといえるでしょう。

本市及び県では、互いに連携を図りながら、騒音規制法及び振動規制法並びに県公害防止条例等に基づいて、航空機騒音、自動車交通騒音、新幹線鉄道騒音、環境騒音等各種騒音の測定を行っており、また、工場・事業場から発生する騒音・振動の規制を行っています。

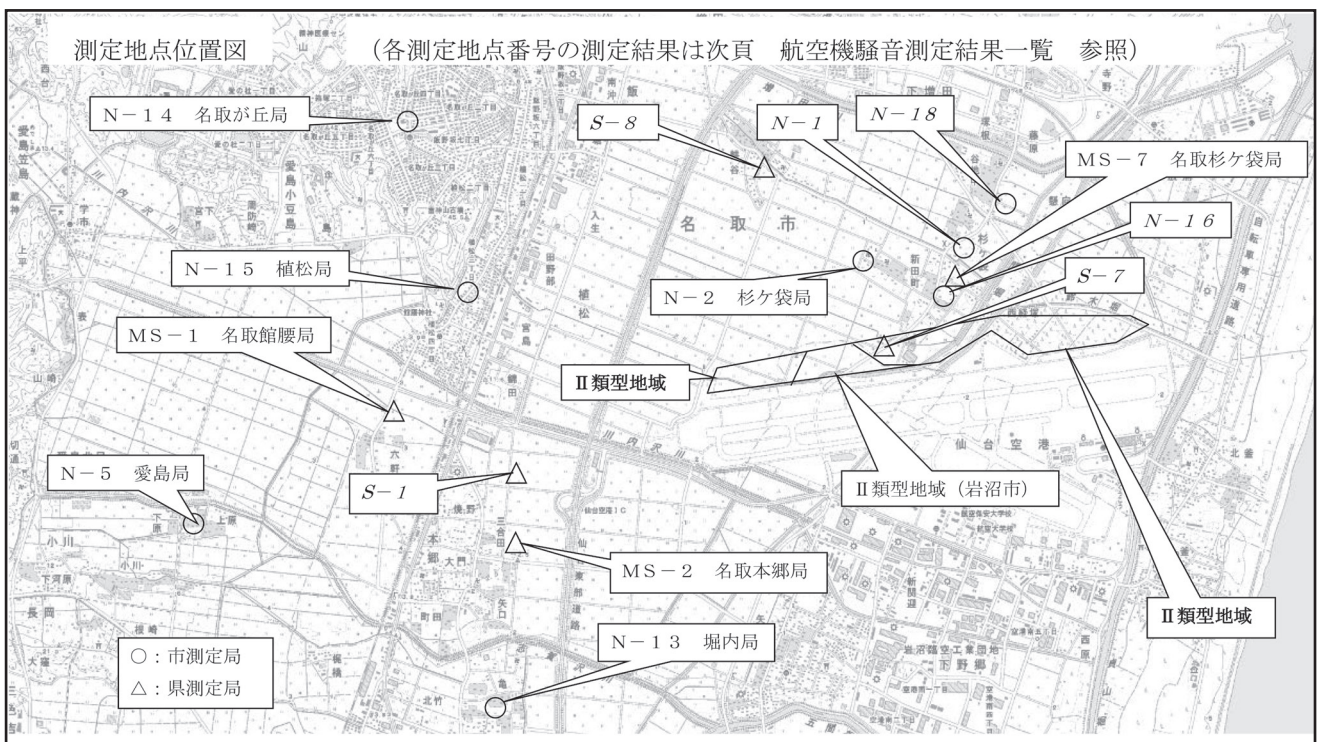
なお、騒音や大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の各種公害については、環境基本法に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準（環境基準）が定められており、その維持達成を目指して各種施策を行っています。

(2) 市内の状況

① 航空機騒音

航空機騒音に関する基準として、「航空機騒音に係る環境基準について」があります。これは生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準を定めています。

市及び県は、市内合計 14 地点の測定を実施しています（通年測定 8 地点：固定局、短期測定 6 地点：定点。各測定地点の位置は測定地点位置図のとおり）。



令和3年度 航空機騒音測定結果一覧（単位：dB(A)）

測定機関	測定地点番号	測定場所	測定期間		測定日数	WECPNL平均	ピークレベルパワー平均	Lden平均
宮城県	MS-1	本郷字東六軒 (名取館腰局)	通年測定	R3.4.1~R4.3.31	328	61.9	72.1	49.1
	MS-2	本郷字三合田 (名取本郷局)	通年測定	R3.4.1~R4.3.31	363	65.6	74.5	52.7
	MS-7	杉ヶ袋字尻田村 (名取杉ヶ袋局)	通年測定	R3.4.1~R4.3.31	363	64.6	72.0	50.6
	S-1	本郷字三合田	短期測定	R3.6.2~R3.6.8	7	65.0	74.9	51.8
	S-7	杉ヶ袋字杉前	短期測定	R3.6.10~R3.6.16	7	71.4	77.8	56.5
	S-8	下増田字耕谷	短期測定	R3.8.18~R3.8.24	7	58.4	66.7	45.5
名取市	N-1	杉ヶ袋字尻田村	短期測定	夏 R3.7.30~R3.8.5	7	58.4	66.6	44.4
				冬 R4.1.27~R4.2.2	7	60.5	67.3	46.4
	N-2	杉ヶ袋字新田南裏 (杉ヶ袋局)	通年測定	R3.4.1~R4.3.31	365	63.7	72.1	50.1
	N-5	愛島北目字上原 (愛島局)	通年測定	R3.4.1~R4.3.31	365	61.3	71.4	47.5
	N-13	堀内字鶴 (堀内局)	通年測定	R3.4.1~R4.3.31	365	62.3	74.4	49.4
	N-14	名取が丘三丁目 (名取が丘局)	通年測定	R3.4.1~R4.3.31	364	53.3	68.3	39.5
	N-15	植松三丁目 (植松局)	通年測定	R3.4.1~R4.3.31	363	57.3	68.3	44.8
	N-16	杉ヶ袋字尻田村	短期測定	夏 R3.7.30~R3.8.5	7	66.5	71.8	52.0
冬 R4.1.27~R4.2.2				7	68.7	73.5	53.7	
N-18	杉ヶ袋字杉北	短期測定	R3.8.18~R3.8.24	7	57.4	66.6	43.4	

注1：通年測定の測定日数は、欠測日を除いた日数。

過去5年間の経年変化は下のようになります。

航空機騒音にかかる市内測定値と経年変化（固定局）

（単位：dB）

No.	測定地点番号	測定局名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	MS-1	名取館腰局	51.8	52.1	52.2	48.6	49.1
2	MS-2	名取本郷局	55.5	55.8	55.6	52.0	52.7
3	MS-7	名取杉ヶ袋局	52.5	52.3	52.7	50.1	50.6
4	N-2	杉ヶ袋局	51.5	51.2	51.2	49.4	50.1
5	N-5	愛島局	50.0	50.3	50.3	46.2	47.5
6	N-13	堀内局	51.7	51.7	51.3	48.2	49.4
7	N-14	名取が丘局	40.2	41.1	40.8	39.3	39.5
8	N-15	植松局	46.6	46.6	46.5	43.3	44.8

注1：No.1~3は宮城県で測定。No.4~8は名取市で測定。

注2：測定値はLden平均による。

なお、平成 25 年 4 月 1 日からこれまで WECPNL で評価していた環境基準が、 L_{den} での評価に変わるとともに、Ⅱ類型地域の環境基準も WECPNL で 75 以下から L_{den} で 62dB 以下と変わりました。この変更に伴い宮城県では、近年の航空機騒音の測定データに基づき再評価を行い、現在の騒音レベルにあわせた環境基準の地域の類型を当てはめる地域（環境基準Ⅱ類型）へと変更し、現在では S-7 以外の測定地点がⅡ類型地域の外側にあります。

令和 3 年度測定の結果は、全測定地点で類型Ⅱの環境基準値以下でありましたが、市及び県ではさらなる騒音の低減を目指し、低騒音機材の導入や騒音低減運航方式等について国など関係機関に働きかけを行っています。

②自動車騒音常時監視

自動車の走行に伴って生じる騒音については、環境基本法に基づく環境基準が定められているほかに、騒音規制法によって要請限度（限度を超えた場合には、市町村長が公安委員会に対し道路交通法による何らかの措置をとることを要請できる基準）が定められています。

自動車騒音の評価について、平成 11 年度の「騒音に係る環境基準」の改正で、地域の騒音を代表する地点の測定から道路沿道の個々の住居等が影響を受ける騒音レベルを評価するよう面的評価の手法が導入されました。本市では平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間は 22 の区間で測定・評価を行っていましたが、評価区間は原則 5 年ごとに見直すこととされており、平成 29 年度からは 21 の評価区間（うち No.9 は令和 3 年度から測定開始）を設定しています。各評価区間は 5 年に一度は測定を行い、令和 3 年度は市で 4 評価区間（5 地点）の測定を実施しました（表及び地図上 No.9-2 は実測の当てはめにて評価。 ※計画時 1 つの評価区間として捉えていたものの、実際の道路条件により分割して測定を行った評価区間については枝番により管理）。

面的評価は、各評価区間でその区間の騒音を代表する 1 地点を選び、その地点の騒音から自動車騒音以外の音（鉄道騒音やパトカーのサイレン音など）を除いたものを評価します。また測定場所は、道路端だけでなく、背後地（面的評価を実施する道路端から 50m の範囲内であってかつ道路に直接面しない 2 列目以降の住居等の位置する場所）で測定した騒音データも評価します。

8 ページに、令和 3 年度に測定した道路近傍及び残留騒音測定結果一覧を掲載しています。この測定データ及び前年以前に市が測定した結果を基に面的評価を実施したところ、評価区間内の対象戸数 4,235 戸のうち昼夜とも環境基準を達成した戸数は 4,026 戸（95.1%）でした。これは、令和 2 年度の評価と比較すると、評価対象戸数の全体数の増加とともに環境基準を達成した戸数も増え、達成割合は微増となっています。

令和3年度 自動車騒音常時監視結果一覧

No.	測定路線名	測定年度	評価区間(km)	評価対象戸数	基準達成戸数			昼夜とも未達成
					昼夜とも達成(達成率%)	昼のみ達成	夜のみ達成	
1	一般国道4号線(堀内)	H29	1.1	11	4(36.4)	3	0	4
2	一般国道4号線(本郷～飯野坂)	H29	1.5	53	38(71.7)	7	0	8
3	一般国道4号線(飯野坂～増田)	H29	2.2	134	84(62.7)	36	0	14
4	一般国道4号線(増田～上余田)	H29	0.8	70	38(54.3)	31	0	1
5	仙台東部道路(増田～美田園)	H30	0.6	96	96(100.0)	0	0	0
6	塩釜亘理線(閑上)	R2	0.2	6	6(100.0)	0	0	0
7	塩釜亘理線(閑上)	R3	0.4	1	1(100.0)	0	0	0
8-1	塩釜亘理線(下増田～美田園)	R1	0.4	124	124(100.0)	0	0	0
8-2	塩釜亘理線(美田園)	R1	0.3	69	69(100.0)	0	0	0
9-1	塩釜亘理線(美田園)	R3	0.5	59	59(100.0)	0	0	0
9-2	塩釜亘理線(美田園)	R3	0.5	74	74(100.0)	0	0	0
10	名取村田線(増田～田高)	H30	0.8	257	257(100.0)	0	0	0
11	名取村田線(田高)	H30	0.4	47	47(100.0)	0	0	0
12	名取村田線(田高)	R2	0.2	14	14(100.0)	0	0	0
13-1	愛島名取線(植松～飯野坂)	R1	2.3	512	512(100.0)	0	0	0
13-2	愛島名取線(愛島～植松)	R1	0.5	38	38(100.0)	0	0	0
14-1	杉ヶ袋増田線(美田園～増田)	R2	1.5	184	162(88.0)	12	0	10
14-2	杉ヶ袋増田線(杜せきのした)	R2	0.2	18	18(100.0)	0	0	0
14-3	杉ヶ袋増田線(杜せきのした)	R2	1.2	190	190(100.0)	0	0	0
15	名取停車場線(増田)	R2	0.2	194	193(99.5)	0	0	1
16-1	閑上港線(閑上)	R2	0.4	52	52(100.0)	0	0	0
16-2	閑上港線(閑上)	R2	1.2	29	29(100.0)	0	0	0
17	閑上港線(下余田～増田)	R1	0.7	65	65(100.0)	0	0	0
18	閑上港線(増田)	R3	0.3	108	88(81.5)	14	0	6
19	仙台館腰線(田高～愛島)	H30	3.3	736	736(100.0)	0	0	0
20	仙台名取線(増田～上余田)	R3	1.1	237	237(100.0)	0	0	0
21-1	仙台名取線(増田)	R1	0.7	342	306(89.5)	0	0	36
21-2	仙台名取線(増田～飯野坂)	R1	0.9	320	294(91.9)	0	0	26
21-3	仙台名取線(飯野坂)	R1	1.2	195	195(100.0)	0	0	0
全体の数値(下段は達成率)			25.6	4,235	4,026(95.1)	103	0	106
				100.0%	95.1%	2.4%	0.0%	2.5%

※ Noは「測定地点・測定路線位置図」の地点Noと同じ。

※ 評価対象戸数は、道路から概ね50メートルの範囲内にある住居。

※ 評価区間延長の単位はkm。昼は午前6時～午後10時、夜は午後10時～午前6時を指す。

※ 割合について、小数第2位を四捨五入しているため4項目の合計が100%にならないことがある。

※ 全体の数値では、各路線どうしが交差する地点での重複計上戸数を除いてある。

面的評価による環境基準達成率(経年変化)

	昼夜とも達成	昼のみ達成 夜は未達成	夜のみ達成 昼は未達成	昼夜とも未達成	評価対象戸数(戸)
平成29年度	95.0%	2.2%	0.0%	2.8%	3,670
平成30年度	95.2%	2.1%	0.0%	2.7%	3,828
令和元年度	95.9%	1.9%	0.0%	2.2%	4,188
令和2年度	95.0%	2.5%	0.0%	2.5%	4,118
令和3年度	95.1%	2.4%	0.0%	2.5%	4,235

※ 割合について、小数第2位を四捨五入しているため4項目の合計が100%にならないことがある。

測定地点・測定路線位置図 (各路線番号は前項と連動している)



③総合騒音

総合騒音とは、ある場所、ある時刻におけるあらゆる音を集めた総合的な騒音のことをいいます。従来は「環境騒音」とも呼ばれていました。逆に航空機騒音や鉄道騒音など特定の音源に着目した騒音は特定騒音と言います。

総合騒音にかかる環境基準としては、環境省により「一般地域」及び「道路に面する地域」の基準値が定められているほか、県により要請限度の基準値が定められています。令和3年度は面的評価実施の際に背後地4地点で測定を実施したところ、全ての地点で要請限度の基準値以下でした。

令和3年度 道路近傍及び残留騒音測定結果一覧

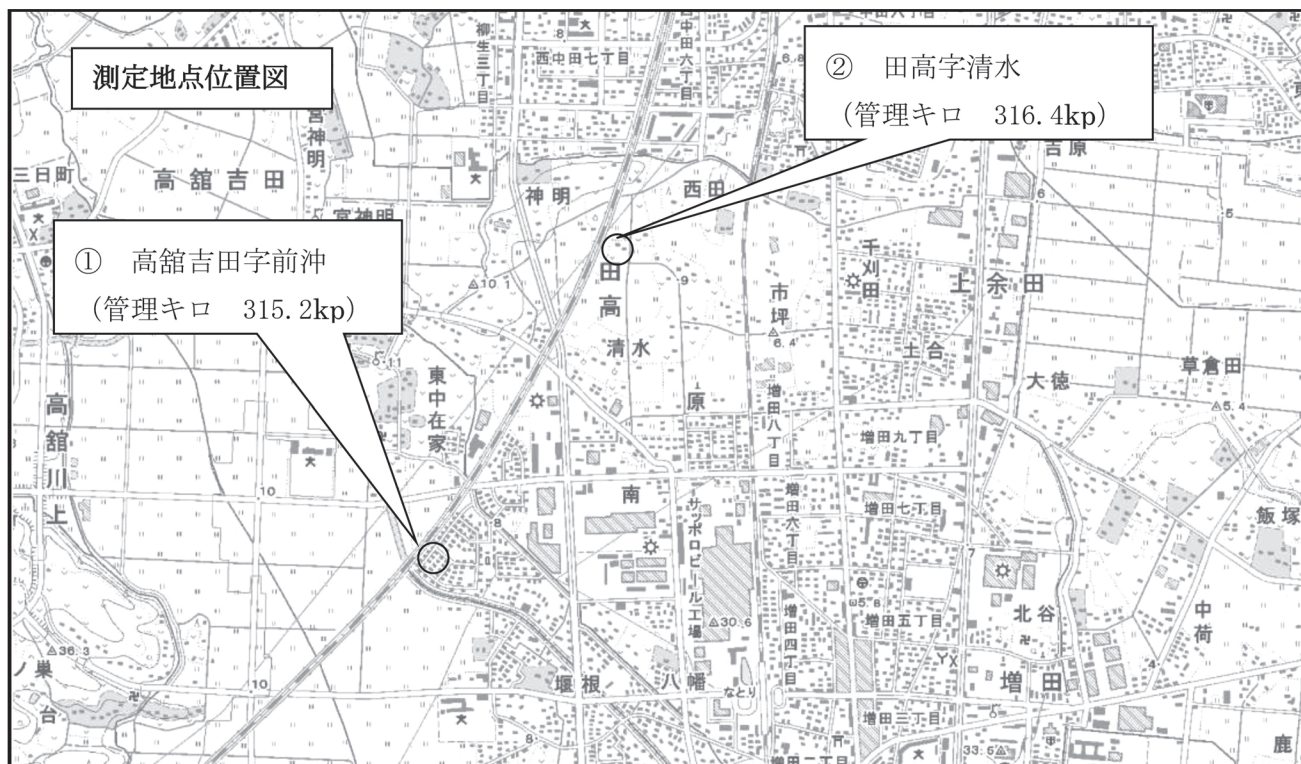
(単位：dB(A))

No.	測定地	用途地域	測定日	類型	要請限度基準値 (L _{Aeq})		道路近傍 (L _{Aeq})		背後地 (L _{Aeq})	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
20	上余田字市坪470-3	第一種住居地域	10月28日	B	75	70	67	62	49	46
7	関上西2丁目24付近	準工業地域	10月27日	C	75	70	70	67	53	49
18	増田5丁目10-20付近	準住居地域	10月28日	B	75	70	62	54	47	41
9-1	美田園2丁目2-7	第一種住居地域	10月27日	B	75	70	65	61	50	45

④新幹線鉄道騒音・振動

県内を縦断する東北新幹線鉄道について、県では騒音及び振動の測定を行っています。名取市域内では2地点において測定が行われています。騒音の測定結果を見ると、商工業の用に供される地域(Ⅱ類型：環境基準値75dB)においては経年的に環境基準が達成されている一方で、主として住居の用に供される地域(Ⅰ類型：同70dB)においては、慢性的に環境基準を超過する傾向にあります。

また、振動については、勧告『環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策』のなかで、達成する必要があるとして示された指針値(70dB)を常に下回っています。



新幹線鉄道騒音測定値と経年変化

(単位：dB(A))

No.	測定地点		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	高館吉田字前沖 管理キロ程：315.2kp 側線：上り側 地域類型：Ⅱ類型 環境基準：75dB	25m	72	72	71	71	72
		50m	70	70	69	69	70
		走行速度 (km/h)	261	263	257	261	265
2	田高字清水 管理キロ程：316.4kp 側線：下り側 地域類型：Ⅰ類型 環境基準：70dB	25m	74	73	73	73	73
		50m	73	73	72	72	72
		走行速度 (km/h)	245	247	245	247	249

※ 軌道の種類：スラブ(コンクリートによる軌道構造)

※ 防音壁の種類：No.1では直壁型2m+吸音板+透明板1.1m、No.2では直壁2.2m

注1：表中網掛けの部分は環境基準(勧告指針値)の超過を示す。

新幹線鉄道振動測定値と経年変化

(単位：dB)

No.	測定地点		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	高館吉田字前沖 管理 [※] 程：315.2kp 側線：上り側 指針値：70dB	振動	56	54	56	54	54
		走行速度 (km/h)	261	263	257	261	265
2	田高字清水 管理 [※] 程：316.4kp 側線：下り側 指針値：70dB	振動	58	60	61	61	60
		走行速度 (km/h)	245	247	245	247	249

注1：いずれも軌道から25mで測定。

(3) 騒音・振動防止対策

①工場・事業場対策

工場・事業場から発生する騒音・振動については、騒音・振動規制法並びに県公害防止条例に基づき、著しい騒音・振動を発生するおそれのある施設（特定施設）を設置する事業者に対し届出義務を課しており、届出の際の指導により騒音・振動の事前防止を図っています。また、特定施設が設置されている事業者には立地する地域に応じた規制基準の遵守が義務づけられており、規制基準を超過する騒音・振動を発生させている事業者には改善命令までを含んだ指導を行うことがあります。

令和3年度末現在で、市内では騒音については948施設（昨年度末比9施設増）、振動については542施設（昨年度末比1施設増）の届出を受けています。

騒音にかかる特定施設届出状況

特定施設名	法律規制	条例規制	計
金属加工機械	50	11	61
空気圧縮機及び送風機	281	126	407
土石用破砕機 等		62	62
織機			
建設用資材製造機械	4	2	6
穀物用製粉機	1		1
木材加工機械	27	11	38
抄紙機			
印刷機械	36		36
合成樹脂用射出成形機	92	13	105
鋳型造形機		6	6
ディーゼル・ガソリンエンジン		29	29
クリーニングタワー		115	115
バーナー		58	58
繊維工業用機械		2	2
コンクリート管製造機械 等		1	1
金属製品製造用機械		7	7
土石等加工用機械		14	14
計	491	457	948

振動にかかる特定施設届出状況

特定施設名	法律規制	条例規制	計
金属加工機械	38	9	47
圧縮機	87	19	106
土石用破砕機 等	1	62	63
織機			
コンクリート製品製造機械			
木材加工機械			
印刷機械	11		11
ゴム練用・合成樹脂練用ロール機			
合成樹脂用射出成形機	80	13	93
鋳型造形機		6	6
金属加工機械			
ディーゼルエンジン		25	25
冷凍機		191	191
計	217	325	542

②特定建設作業対策

騒音規制法および振動規制法により、建設作業のなかでも特に大きな騒音や振動を発生するおそれのあるもの（特定建設作業）を行う事業者については事前に届出をすることが義務づけられています。特定建設作業を行う事業者には規制基準の遵守が義務づけられているほか、作業方法や作業時間についても定められており、届出の際の事前指導及び届出後の事後指導により、周辺的生活環境の保全を目指しています。

市内では令和3年度内に、騒音15件（前年度比-3件）、振動8件（前年度比+3件）、合計23件（前年度比±0件）の届出を受けています。

騒音にかかる特定建設作業届出状況

くい打機等を使用する作業	2
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	6
空気圧縮機を使用する作業	2
コンクリートプラント等を設けて行なう作業	0
バックホウを使用する作業	5
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
計	15

振動にかかる特定建設作業届出状況

くい打機等を使用する作業	2
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破砕機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	6
計	8

③深夜営業対策

午後11時から翌朝6時までの深夜の時間帯において、飲食店営業等を営む者がカラオケその他の音響機器を使用することは県公害防止条例により禁止されており、市では苦情の発生等に対応して指導を行っています。なお音響機器から発生する音が外部に漏れない構造の事業所については使用が認められます。

2. 悪臭

(1) 概要

悪臭とは、人が感じる「いやな臭い」「不快な臭い」の総称です。

悪臭公害はその感じ方に大きな個人差や嗜好性があり、また、原因物質も非常に多岐にわたっているため、客観的な対応が困難であるという特徴を有していますが、悪臭防止法、県公害防止条例や県悪臭公害防止対策要綱に基づいて、様々な角度から対策を行っています。

(2) 悪臭防止対策

平成 16 年度に、市内に県条例で定める特定施設の届出が 1 件（強制発酵施設）ありましたがそれ以降の届出はありません。また、苦情については、関係機関と連携を図りながら個別に対応しています。

なお、悪臭防止法や県公害防止条例の規制基準は臭気指数で定められています。また、県悪臭公害防止対策要綱の基準は臭気強度で定められています。臭気指数や臭気強度は、人の嗅覚を用いて測定します。これは、個々の悪臭のもととなる物質（例えばアンモニアなど）の濃度を規制することだけでは限界があるためです。臭気指数は、人の鼻で臭いが感じられなくなる濃度まで無臭空気で希釈した倍率（臭気濃度）を基に以下の方法で数値化しております。

$$\text{臭気指数 } Z = 10 \times \log_{10} Y \quad (Y = \text{臭気濃度})$$

例えば 100 倍に希釈して臭いが感じられなければ、その臭気指数は 20 となります。

3. 大気汚染

(1) 概要

大気汚染とは、化石燃料の燃焼などの原因により様々な汚染物質が大気中に排出され、人体や環境に悪影響を及ぼすことをいいます。その発生源は工場・事業場のような固定発生源から私たちが日常利用する自動車などの移動発生源まで様々です。自動車の普及拡大によって排出される二酸化窒素など酸性雨・酸性雪の原因物質や微小粒子状物質の影響が今日では特に問題となっています。

県は市内に自動車排出ガス測定局（自排局：岩沼警察署増田交番敷地内）を設置し、大気汚染物質の測定を行っています。市では粉じん公害や酸性雨・酸性雪など、比較的新しく浮上してきた問題についても、関係機関と協力して調査を行っています。

(2) 市内の状況

① 名取自排局での測定結果

自動車排出ガス測定局（名取自排局）では、窒素酸化物（NOx）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）の 3 項目の測定を行っています。

なお、宮城県は NOx が高濃度（1 時間の濃度が 0.12ppm 以上）になることが見込まれる場合、注意報等を発令します。この場合市は宮城県と連携を取り、周知を図るようにします。

また、平成 25 年 4 月からは PM2.5 が高濃度になることが見込まれる時にも同様に県と連携を取り注意喚起を行います。



各種測定値と経年変化 (過去5年間)

- ・ 1時間値の最高値とは、1時間毎に記録されるデータのうち年間を通して最高であった値をいう。
- ・ 日平均値とは、1日を通して1時間毎に記録される24のデータを平均した値をいう。
- ・ 2%除外値とは、機械的要因や測定時の特殊事情による異常データの混入を防ぐため、測定値の高いほうから2%の範囲内にあるものを除いた値をいう。
- ・ 98%値とは測定値の低いほうから98%に相当する値をいう。

○窒素酸化物 (NO_x=NO+NO₂)

(単位: ppm)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一酸化窒素 (NO)	年平均値	0.019	0.009	0.008	0.008	0.007
	1時間値の最高値	0.156	0.097	0.141	0.126	0.203
	日平均の年間98%値	0.040	0.023	0.026	0.022	0.019
二酸化窒素 (NO ₂)	年平均値	0.016	0.012	0.012	0.012	0.011
	1時間値の最高値	0.056	0.051	0.052	0.072	0.055
	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	日平均値の年間98%値	0.028	0.025	0.026	0.024	0.023
窒素酸化物合計 (NO+NO ₂)	年平均値	0.034	0.021	0.020	0.020	0.018
	1時間値の最高値	0.212	0.137	0.184	0.177	0.258
	日平均の年間98%値	0.066	0.047	0.050	0.043	0.040
	年平均に占める二酸化窒素の割合	46.1%	58.5%	59.3%	58.9%	62.2%

※ 環境基準 (NO₂) : 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること

○浮遊粒子状物質 (SPM)

(単位: mg/m³)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年平均値	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011
1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数とその割合	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0)	0 (0.0%)
1 時間値の最高値	0.078	0.088	0.081	0.117	0.078
日平均値の 2%除外値	0.030	0.034	0.036	0.034	0.027

※ 環境基準: 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること

○微小粒子状物質 (PM2.5)

(単位: μg/m³)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年平均値	9.6	10.2	8.9	8.6	7.5
日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日 数とその割合 (%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)
日平均値の最高値	31.0	34.9	36.4	47.4	25.5
日平均値の年間 98%値	23.3	25.0	25.3	22.7	18.4

※ PM2.5 の測定は平成 23 年 5 月 13 日から開始。

※ 環境基準: (短期基準) 日平均値の年間 98%値が 35 μg/m³ 以下 (長期基準) 年平均値が 15 μg/m³ 以下

※ 浮遊粒子状物質 (SPM) 月別観測状況 (令和 3 年度)

(単位: mg/m³)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	累計
月平均値	0.012	0.013	0.014	0.014	0.015	0.011	0.009	0.009	0.008	0.007	0.009	0.013	0.011
日平均の 最高値	0.025	0.039	0.032	0.029	0.028	0.022	0.017	0.017	0.015	0.012	0.014	0.027	0.039
日平均が 0.10mg/m ³ 超の日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 月平均値の累計欄は年平均値を表す。日平均の最高値の累計欄は年最高値を表す。

※ 微小粒子状物質 (PM2.5) 月別観測状況 (令和 3 年度)

(単位: μg/m³)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	累計
月平均値	8.9	8.6	9.5	8.2	7.5	6.5	6.0	6.4	5.8	5.5	7.3	9.5	7.5
日平均の最高値	20.3	23.3	25.5	20.4	13.6	11.3	11.5	13.0	12.8	10.4	12.6	19.8	25.5
日平均が 35 μg/m ³ 超の日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 月平均値の累計欄は年平均値を表す。日平均の最高値の累計欄は年最高値を表す。

②酸性雨・酸性雪調査

酸性雨とは、空気中に漂う窒素酸化物や硫黄酸化物によって酸性化した雨 (一般的に pH5.6 以下) が降り、動植物その他に悪影響を与える現象のことをいいます。また、^{さんせいせつ}酸性雪や^{さんせいぎり}酸性霧といった雨以外の形での降水でも同等またはそれ以上の影響が出ます。

市は、東北都市環境問題対策協議会の構成市 (東北六県の市の大半が参加) が行う酸性雪調査に参加し測定を行っています (調査地: 市役所庁舎屋上)。毎年 1 月中旬~2 月中旬の 4 週間測定しており、令和 3 年度は令和 4 年 1 月 17 日~2 月 14 日に実施しました。なお酸性雨と酸性雪の傾向が類似することから、平成 23 年度以降は酸性雪のみ測定を実施しています。

酸性雪の経年変化 (pH および EC)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	pH	EC	pH	EC	pH	EC	pH	EC	pH	EC
第1回	6.69	63.2	6.19	34.9	6.92	184.0	/	/	6.78	506.0
第2回	/	/	6.95	52.0	5.20	23.2	7.40	381.0	/	/
第3回	5.97	12.7	/	/	/	/	7.10	80.5	6.98	48.7
第4回	6.45	804	/	/	4.89	24.2	/	/	6.50	41.0
平均	6.02	43.6	6.39	42.6	5.15	23.9	7.14	129.0	6.59	48.7

※ 測定場所：市役所屋上

EC：導電率 (μS/cm)

※ 1回の測定で1週間の降水(降雪)を調査する。

注1：表中斜線の部分は十分な降水がなく、測定が行われなかったことを示す。

注2：表中網掛けの部分は、酸性雨の一般的な基準である pH5.6 以下であったことを示す。

注3：平均は加重平均(各回の(採水量×濃度)の和を総採水量で割る)で表記。

東北地方における酸性雪の状況

(東北都市環境問題対策協議会調査資料より)

	測定日		名取市	沿岸地方	宮城県	東北六県
令和元年度	令和2年1月20日～ 令和2年2月17日	pH	5.15	5.55	5.28	5.1
		EC	23.9	23.7	23.5	28
令和2年度	令和3年1月18日～ 令和3年2月15日	pH	7.14	6.61	4.86	4.2
		EC	129.0	84.3	6.9	74
令和3年度	令和4年1月17日～ 令和4年2月14日	pH	6.59	6.53	5.04	4.8
		EC	48.7	54.8	11.1	59

※ 沿岸地方…気仙沼市、石巻市、名取市、塩釜市、多賀城市、岩沼市、東松島市

なお、石巻市、東松島市は令和3年度未実施。

(3) 大気汚染防止対策

① 工場・事業場対策

固定発生源として大気環境に悪影響を及ぼすおそれがある工場・事業場に対しては、大気汚染防止法や県公害防止条例による規制が行われています。

その中でボイラーなどのばい煙発生施設や破砕機などの粉じん発生施設を設置するものは、県知事に対して届出をすることが義務づけられており、令和3年度末現在、市内においては63事業場から127のばい煙発生施設が、4事業場から49の粉じん発生施設が届出をされています。なお、条例に基づくばい煙・粉じんに係る特定施設はありません。

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設届出施設数

分類	施設名	施設数	分類	施設名	施設数
1	ボイラー	95	30	ディーゼル機関	23
11	乾燥炉	1	31	ガス機関	3
13	廃棄物焼却炉	0	施設数計		127
29	ガスタービン	5	事業場数計		63

注：法に定める施設のうち市内で届出がされているもののみを示した。

大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設届出施設数

分類	施設名	施設数	分類	施設名	施設数
2	土石鉱物堆積場	3	5	ふるい	10
3	ベルトコンベア・バケットコンベア	28	施設数計		49
4	破碎機・磨砕機	8	事業場数計		4

注：法に定める施設のうち市内で届出がされているもののみを示した。

4. 水質汚濁

(1) 概要

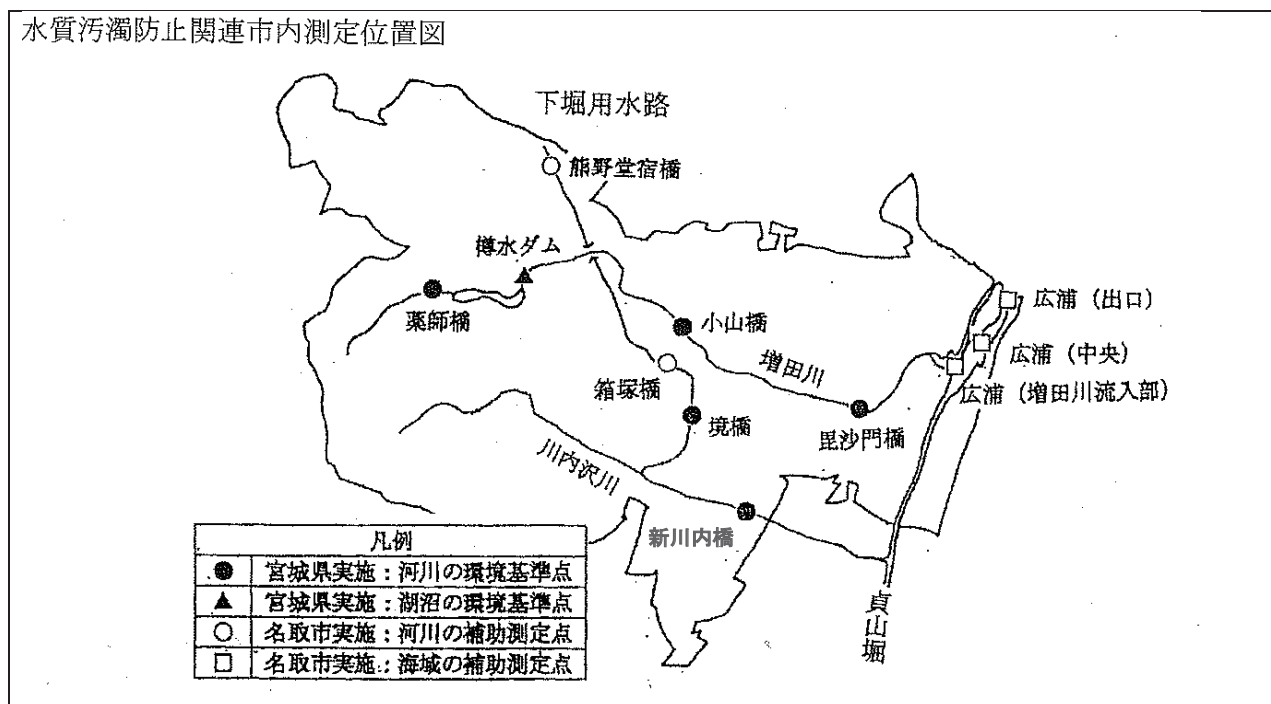
水質汚濁とは、河川や湖沼、地下水などに有害な物質が混入すること等により水質（水の着色などの水質以外の水の状態も含む）が悪化し、健康や生活に悪影響を及ぼすことをいいます。最近では事業場からの排水に加えて、家庭の台所や風呂から出るいわゆる生活排水による汚濁の比率が増大しており、下水道普及や合併浄化槽設置促進等の対策が行われています。

(2) 市内の状況

① 公共用水域の水質調査

公共用水域については水質汚濁防止法により県知事が水質の常時監視を行うこととされており、市内でも各地の河川、湖沼、海域で測定が行われています。また、本市も県が測定を行う基準点に対する補助点の測定を行っています。

水質の汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全を目的としてそれぞれの基準が定められています（健康項目・生活環境項目）。令和3年度の測定結果をみると、生活環境項目では樽水ダム及び広浦湾においてCOD値が慢性的に基準値を超過している状況にあります。



○河川 (BOD75%値)

(単位：mg/L)

測定機関	水域名	測定地点名	環境基準類型	環境基準	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
宮城県	増田川上流	薬師橋	A	2.0	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	増田川中流	小山橋	B	3.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8
	増田川下流	毘沙門橋	C	5.0	1.2	1.4	0.9	0.8	0.9
	川内沢川	新川内橋	B	3.0	1.2	1.1	1.0	1.2	1.2
		境橋	C	5.0	1.1	0.7	0.8	0.7	0.9
名取市	下堀用水路	熊野堂宿橋	C	5.0	1.3	1.1	1.8	0.8	0.8
		箱塚橋	C	5.0	1.3	1.4	1.9	1.5	1.1

○湖沼 (COD75%値)

(単位：mg/L)

測定機関	水域名	測定地点名	環境基準類型	環境基準	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
宮城県	樽水ダム	ダムサイト	A	3.0	4.2	3.8	3.9	3.7	3.4

注：表中網掛けの部分は環境基準の超過を示す。

○海域 (COD75%値)

(単位：mg/L)

測定機関	水域名	測定地点名	環境基準類型	環境基準	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
名取市	その他の地先	広浦 (流入部)	A	2.0	4.8	4.7	5.6	5.8	5.8
		広浦 (中央)	A	2.0	4.6	3.5	4.8	4.4	4.5
		広浦 (出口)	A	2.0	3.7	3.2	3.8	4.3	3.1

注：表中網掛けの部分は環境基準の超過を示す。

公共用水域水質測定結果と経年変化 (生活環境項目：BOD・COD)

- ・75%値とは、n個のデータを値の小さいものから順に並べ、 $(0.75 \times n)$ 番目に相当するものをいう。
 ※ $(0.75 \times n)$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目とする。
 例) $0.75 \times 6 = 4.5 \approx 5$ …… 5番目のデータが75%水質値
- ・県測定の測定地点 (基準点) では年間12回の測定が行われている (新川内橋のみ年10回)。
- ・市測定の測定地点 (補助点) では年間6回 (偶数月) の測定が行われている。

②地下水水質測定調査

水質汚濁防止法に基づき、県やその他の機関が地下水の水質測定を行い、人の健康の保護に関する環境基準項目について調査しています。なお、県内で過去に環境基準を超える汚染が判明した井戸については、飲用の中止や上水道への切り替えなどを指導しています。

平成28年度概況調査においては、名取市下増田の井戸で硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の基準超過がありました。平成29年度から令和3年度継続監視調査では基準超過はありませんでした。令和4年度も調査を継続していきます。なお、この井戸は飲用としては使用していません。

③ゴルフ場排水調査

市内にある2つのゴルフ場は川内沢川の上流部に位置するため、使用される農薬が公共用水域へ影響を及ぼすことが懸念されます。

ゴルフ場の排水については、環境省が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」を示しています。排出口でこの指針で定められた水濁指針値及び水産指針値（「指針値」といいます。）を超えないようするほか、この指針に定められていなくても農薬取締法に基づく農薬登録保留基準による水濁基準値及び水産基準値（「基準値」といいます。）が定められているものは、その10倍値を指針値として扱うことになっています。また、今後新たに基準値が設定された場合は、同様にその10倍値を指針値とすることになっています。

市内の両ゴルフ場は、市と交わした協定に基づいて年4回の検査を行っています。令和3年度測定の結果はいずれも指針値以下の値でした。

この測定とは別に、市ではAOD試験も実施しました。その測定結果を下記に示します。

AOD測定実施結果（令和3年度）

ゴルフ場名	採水地点	採水月日	AOD値（％）	
			アカヒレ	ヌカエビ
仙台カントリークラブ	No.3	令和3年 8月30日	>1,800	1,340
	No.4		1,340	1,340
	No.5		1,340	1,340
仙台空港カントリークラブ	No.3	令和3年 8月30日	1,340	1,190
	No.4		>1,800	>1,800

AOD試験とは水質分析の手法の一つで農薬汚染に敏感な生物を用いた水質の評価方法です。試験水を濃縮した中でヌカエビとアカヒレを48時間飼育し、その生死を観察します。48時間後の半数致死濃度のことをその水のAOD値といいます。例えば試験水Aを10倍に濃縮して48時間後にアカヒレの半分が死んでいた場合、アカヒレの試験水AのAOD値は1,000%となります。

ヌカエビは農薬に鋭敏に反応する淡水産小型甲殻類で、アカヒレはコイ科の小型魚類です。両者の感受性の差を比較することにより、試験水にどの程度農薬が含まれているか判断できます。

AOD試験の必要性として、以下の3点が挙げられます。

- ゴルフ場を対象として全部で42種類の農薬の指針値が示されているが、市販されている農薬は数百種に及ぶため、全てについて分析を行うことは困難である。
- 混在する物質の相互作用（2つ以上の物質があることで、お互いに働きを強めたり弱めたりするような作用がある）については、分析値からは判断できない。
- 魚類に対して毒性の弱い農薬が開発されたことで、実際に農薬で被害を受けるのは甲殻類が主体であり、ゴルフ場から低濃度で流出する農薬類を魚類の飼育により監視することは困難である。

なお、水産用水基準（昭和44年版）では、AOD値が1,000%以上であれば水産用水として基準を満たしているという内容の記載があります。またこれまでの調査事例からAOD値が400%以上であれば、魚類や甲殻類の生息・繁殖には十分適していることが明らかになっています。

(3)水質汚濁防止対策

①工場、事業場対策

人の健康に被害を生じるおそれがある物質を含む汚水又は排水を排出する一定用件を備える施設を有する事業者は水質汚濁防止法並びに県公害防止条例に基づき届出すべき事が定められています。

令和3年度末現在、市内では水質汚濁防止法に基づく届出が116事業場、県公害防止条例に基づく届出が46事業場となっています。昨年度末と比べ水質汚濁防止法に基づく届出事業場数は3事業場増え、県公害防止条例に基づく届出事業所数は1事業場増えています。

水質汚濁防止法に基づく特定施設届出事業場数

分類	特定事業場名	事業場数	分類	特定事業場名	事業場数
1-2	畜産農業又は関連サービス業	1	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2
2	畜産食料品製造業	1	66-3	旅館業	20
3	水産食品製造業	5	66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	2
10	飲料製造業	2	67	洗たく業	15
17	豆腐又は煮豆の製造業	6	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1
38	石けん製造業	1	71	自動式車両洗浄施設	43
54	セメント製品製造業	1	71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令が定めるもの	4
55	生コンクリート製造業	3	71-4	産業廃棄物処理施設	2
60	砂利採取業	3	72	し尿処理施設	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	1		事業場数計	116
64-2	水道施設、工業用水道施設、又は家用工業用水道	2			

注：法に定める施設のうち市内で届出がされているもののみを示した。また、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は代表する特定施設に計上した。

公害防止条例に基づく汚水等に係る特定施設届出事業場数

分類	特定事業場名	事業場数	分類	特定事業場名	事業場数
1	水産卸売市場の洗浄施設	1	6	ごみ処理施設	0
2	集団給食施設	6	7	動物園	0
3	ガソリンスタンド営業又は自動車整備事業の用に供する洗浄施設	33	8	病院の廃液の処理施設	0
4	廃油の再生の用に供する洗浄施設	0	9	アスファルト又は油脂類容器の洗浄施設	0
5	公衆浴場業の用に供する洗浄施設	6		事業場数計	46

注：1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は代表する特定施設に計上した。

②公共下水道の整備

生活雑排水による水質汚濁防止のためには下水道の整備が重要です。下水道の整備を最重点施策のひとつとして昭和 50 年度より推し進めてきた本市では、令和 3 年度末現在で普及率 93.2%、処理区域内水洗化率 98.5%に達しています。

また、平成 4 年度からは、農業振興地域内における生活環境の向上のために農業集落排水事業に着手し、公共下水道の整備促進と調整を図りながら整備を進めてきました。

③合併処理浄化槽の設置促進

合併処理浄化槽整備区域内から排出される生活排水については、合併処理浄化槽の設置促進を行い、水質汚濁防止に努めています。設置者に対しては補助金を交付しており、平成 6 年度の事業開始以来、令和 3 年度末までに合計 1,203 件に対し補助金が交付されています。（令和 3 年度実績：16 世帯）

5. 地盤沈下

(1) 概要

地盤沈下とは地盤が沈降する現象を指します。地盤沈下の原因は種々あるとされていますが、地下水の過剰な汲み上げ等も原因の一つです。地盤沈下は、その進行に伴って建造物の破損等の財産的被害をもたらすことがあります。地盤沈下がはじまると急速に進む可能性が大きく、いったん沈下すればほとんど回復しないとされています。

本市では工業用水法並びに公害防止条例に基づく地下水採取の規制地域には指定されていないものの、地盤沈下の早期発見と未然防止のため、関係機関と連携を図りながら水準測量の実施など監視体制の充実を図っています。

(2) 市内の状況

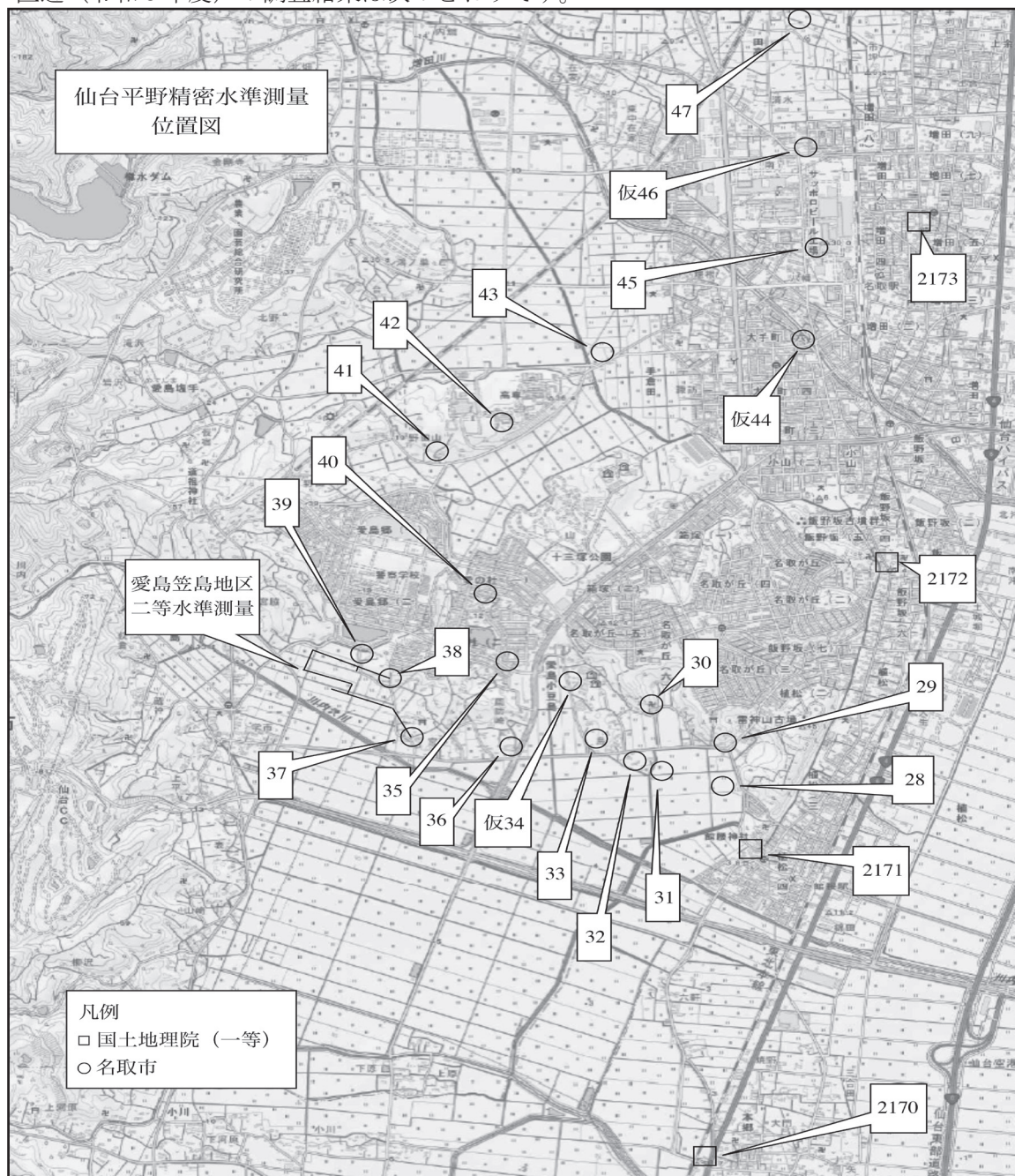
①観測状況

国土交通省国土地理院東北地方測量部（以下「国土地理院」と表記）・県・名取市を含む域内市町が共同で仙台平野地域における水準測量調査を行い、広域的な沈下状況の把握に努めています（名取市実施分 19 地点、延長 11.3km）。測量は平成 24 年度から 3 年に 1 度測量となりました。（平成 18 年度以降隔年。それ以前は毎年測量）。

なお、上記仙台平野精密水準測量調査のほか、地盤沈下の傾向が継続している愛島笠島地区において市単独で二級水準測量調査（二級水準点 5 地点、測量距離 1.5km）を毎年行っています。

②仙台平野精密水準測量調査

直近（令和3年度）の調査結果は次のとおりです。



令和3年度測定地点の分布と沈下状況（仙台平野精密水準測量・県実施分）

（標高の単位：m、差の単位：mm）

管理者	水準点番号	所在地	令和3年度 標高	平成30年度 標高	差 (mm)	備考
国土地理院 (8点)	2170	本郷字観音	3.6747	3.6718	2.9	H18移転
	2171	植松四丁目	3.8128	3.8093	3.5	H6移転
	2172	飯野坂四丁目	5.3574	5.3527	4.7	
	2173	増田五丁目	5.7302	5.7273	2.9	H14移転
	023-022-016	閑上字佛文寺	1.6883	1.4409	247.4	R3仮点再設
	023-022-017	小塚原字辻野	1.4692	1.5143	-45.1	R3仮点再設
	023-022-019	美田園五丁目	1.5187	1.5075	11.2	H20移転
	023-022-021	杉ヶ袋字川前	1.1858	1.1758	10.0	H18再設

注1：差は令和3年度標高から30年度標高を引いたものを表す。

注2：標高は、平成29年2月28日に公開された基本水準点成果に基づく測地成果2011の標高値である。

令和3年度測定地点の分布と沈下状況（仙台平野精密水準測量・県実施分）

（標高の単位：m、差の単位：mm）

管理者	水準点番号	所在地	令和3年度 標高	平成30年度 標高	差 (mm)	備考
宮城県 (6点)	8	牛野字北	0.7559	0.7444	11.5	
	9	小塚原字沢目	1.5543	1.5432	11.1	
	10	高柳字梶	1.8512	1.8425	8.7	
	11	下余田字飯塚	3.2573	3.2494	7.9	
	12	下余田字鹿島	4.3799	4.3743	5.6	
	N-B-2	杉ヶ袋字前沖	0.7384	0.7290	9.4	H17再設

注1：差は令和3年度標高から平成30年度標高を引いたものを表す。

注2：標高は、平成29年2月28日に公開された基本水準点成果に基づく測地成果2011の標高値である。

令和3年度測定地点の分布と沈下状況（仙台平野精密水準測量・名取市実施分）

（変動量、累積変動量の単位：mm 標高の単位：m）

管理者	水準点 番号	所在地	変動量	累積変動量	R3標高	H30標高	備考
名取市 (19地点)	28	愛島小豆島字島東	+2	-244	4.1043	4.1028	H10移転
	29	愛島小豆島字島東	-3	-236	5.3615	5.3646	
	30	愛島小豆島字清水坂	+6	-41	9.0884	9.0829	
	31	愛島小豆島字島東	-7	-547	4.2314	4.2383	H14異常点
	32	愛島小豆島字島東	+1	-114	4.2431	4.2423	
	33	愛島小豆島字島	+6	-40	7.3316	7.3261	
	34	愛島小豆島字字賀崎	+2	-152	6.3283	6.3263	H9仮点設置
	35	愛の杜二丁目	+2	-86	13.1927	13.1910	H16移転
	36	愛島小豆島字松崎	+4	-37	6.9902	6.9859	
	37	愛島笠島字南東宮下	-6	-472	6.8924	6.8986	H16異常点
	38	愛島笠島字北東宮下	+3	-63	8.2870	8.2844	H19移転
	39	愛島笠島字泉	-4	-197	8.6089	8.6133	H14異常点
	40	愛島笠島字東小泉	+3	-36	10.2084	10.2058	H15再設
	41	愛島塩手字東野田	+2	-25	12.1402	12.1383	
	42	愛島塩手字野田山	+2	-79	10.0793	10.0778	
	43	手倉田字堰根	-6	-180	7.5685	7.5742	S61異常点
	44	大手町五丁目	+4	-100	6.4993	6.4956	H30仮点設置
	45	手倉田字八幡	+1	-152	7.4506	7.4500	
	46	田高字南	+1	-110	8.1462	8.1451	H8仮点
47	田高字南	+2	-73	7.3611	7.3587		

注1：変動量は観測基準日である平成30年9月1日より令和3年9月1日までの変動量を示す。

注2：累積変動量には亡失等以前の変動量も含む。

注3：標高は、平成29年2月28日に公開された基本水準点成果に基づく測地成果2011の標高値である。

③愛島笠島地区二級水準測量調査

愛島笠島地区において市単独で二級水準測量調査を行っています。これは地盤沈下の傾向が続いているため、毎年9月と2月の年2回調査を実施しています。令和3年度の単年度変動量は二級水準点5箇所の平均で-2.2mm、最大変動量が-7.8mmでした。震災前の平成22年度の変動量(平均-0.8mm、最大変動量-4mm)に比べると平均値・最大変動量ともに大きくなっており、今後も調査を継続していきます。

市内7測定地点の分布と沈下状況(笠島地区二級水準測量)

(単位: mm)

管理者	水準点番号	所在地 (愛島笠島)	新設の 時期	新設時の標高 (m)	単年度 変動量	R3年9月変動量 ／累積変動量	R4年2月変動量 ／累積変動量
名取市(一級)	38	字北東宮下	S49.9	9.8958	-2.6	-2.6 / -40	0 / -40
名取市(二級) (5地点)	仮名6	字本岩	S53.2	8.3020	-1.0	2.2 / 2	-3.2 / -1
	NA8	字泉	H12.7	9.6353	-1.5	0.8 / -32	-2.3 / -34
	NA9	字泉	H12.7	8.6941	0.8	2.0 / -39	-1.2 / -41
	NA10	字泉	H12.7	8.5815	-1.5	1.4 / -52	-2.9 / -55
	NA11	字泉	H12.7	7.5162	-7.8	-3.1 / -126	-4.7 / -131
名取市(一級)	37	字南東宮下	S49.9	7.5254	-6.2	-6.2 / -373	0 / -373

注1: 変動量の+は隆起、-は沈下を表す。

注2: 9月変動量は同年2月からの変動量を、2月変動量は前年9月からの変動量を示す。

注3: 累積変動量は昭和53年2月の測量開始以後、調査時点までの変動量を示す。

注4: 水準点番号「名6」はR3年2月に亡失。仮点「仮名6」を設置し対応。

④観測井観測調査

水準測量によって広域的な沈下状況の把握を行うほかに、地盤沈下発生の要因となる地下水位の低下と地層の収縮を早期に捉えるため、地下水位計及び地盤沈下計による自動観測を行っていましたが、仙台平野地域水準測量調査と愛島地区二級水準測量調査により広く市内全域で測定しており、地盤沈下の状況把握が可能であるため、令和2年度より観測井観測調査を中止しました。

地下水位測定結果と経年変化

(単位: m)

観測井番号	所在地		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
名4 (昭和51年設置)	増田五丁目 ※増田グラウンド	年最高	7.63	8.15	8.22	8.31	7.99
		年平均	4.89	4.98	5.21	5.27	5.09
		年最低	2.57	3.03	2.84	3.09	3.16

地盤沈下測定結果と経年変化

(単位: mm)

観測井番号	所在地		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
名4 (昭和51年設置)	増田五丁目 ※増田グラウンド	単年沈下量	-3.5	2.9	4.0	-2.0	-4.1
		累積沈下量	-9.7	-6.8	-2.8	-4.8	-8.9

注1: 正の値は沈下を、負の値は隆起をあらわす。

注2: 数値は各年度3月31日現在のもの。

注3: 平成2~3年の欠測を経て、平成5年3月19日に新設置(沈下量0.00mm)、累積変動量はそれ以降のもの。

(3) 東日本大震災に係る地盤沈下

東日本大震災による地殻変動の影響で東北地方では地殻変動が起こっています。震災による地殻変動は大きく2つに分けられます。1つは地震そのものによる地殻変動。もう1つは地震後の地殻変動（余効変動）です。

地震による地殻変動について、国土地理院は、名取市近辺では東南東方向に4m弱、下方向に約30cm沈下したと発表しました。旧閑上中学校敷地内にあった国土地理院設置の電子基準点の観測データによると、本震により水平方向に317cm、垂直方向に26cm沈降したことが分かっております。また名取市内の仙台平野精密水準測量（国土地理院・県測定分）の結果から、平成22年9月から平成23年9月の間に、市内各地で20cm～25cm沈下していることが分かっています。

平成26年3月に国土地理院は、震災から3年間（平成23年2月と平成26年2月を比較）の旧閑上中学校敷地内の電子観測点での余効変動について、水平方向は東向きに408cm移動し、垂直方向に19cm隆起していると発表しました。水平方向・垂直方向ともに余効変動は徐々に小さくなっています。また垂直方向の変動について、震災で沈下した地盤が余効変動で隆起していますが、震災前と比べるとまだ地盤が沈下した状況が続いています。

6. 苦情処理

(1) 概要

公害対策についてはこれまで示してきたとおり、各種測定により公害の発生状況の把握に努め、かつ、法令に基づいた規制等の施策を実施しているところです。

しかしながら、公害に対する地域の特性や当事者である住民のニーズにきめこまかく対応していくためには、個々の住民から寄せられた苦情や相談に応じ、個別に処理を行うことも重要になります。市では電話やメールで寄せられた様々な公害苦情に対し、様々な角度から発生源因の消滅を図ると共に、当事者間の和解を促すべく対応しています。

令和3年度の苦情処理は69件で、前年度比6件増でした。令和3年度の特徴としては騒音の苦情が減少となった一方で、悪臭の苦情は倍増となり、全体件数は増加しています。

公害苦情処理件数の推移（過去10年間）

（単位：件）

年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他	合計
平成24	17	3	1	27	5	6	0	4	63
25	8	10	4	16	6	11	0	1	56
26	17	3	0	24	0	5	0	1	50
27	13	3	2	21	1	10	0	1	51
28	0	2	1	29	0	13	0	10	55
29	2	6	0	16	0	15	0	12	51
30	3	5	0	17	1	19	0	13	58
令和元	3	12	0	14	0	8	0	9	46
2	8	5	0	31	0	13	0	6	63
3	2	15	0	23	1	27	0	1	69

令和3年度処理分苦情内訳

(単位：件)

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	典型7公害計	7公害以外	合計
農業										
林業										
漁業										
鉱業										
建設業	1			6				7		7
製造業						1		1		1
電気・ガス・熱供給・水道業		1						1		1
運輸・通信業		1		1				2		2
卸売・小売業・飲食店				3				3		3
サービス業				2				2		2
公務				1				1		1
家庭生活				4		7		11	1	12
その他		13		6		13		32		32
不明	1				1	6		8		8
計	2	15		23	1	27		68	1	69

7. 広域的な公害防止の取組

(1) 公害防止協定

公害防止協定は、宮城県、市町村および事業者間で公害防止のために事業者が取るべき措置を相互の合意により取り決めたもので、法律・条例を補完し、地理的・社会的条件に即した公害防止対策や環境負荷の軽減を図るとともに、事業者の環境保全活動を推進し、健全で快適な生活環境を保全するものです。

市は、宮城県や他の市町と共同で、仙台港湾公害防止対策地域の事業者と公害防止協定等を締結及びその執行について審議調整するため仙塩地域七自治体公害防止協議会（七者協）を設置しています。七者協では、事業者と公害防止協定を取り交わすことや、適切な環境対策が取られているかどうかを確認しています。また、仙南地域にある事業所とも同様の取組をしています。

Ⅲ 自然環境保全

1. 自然と地域とのふれあい活動

本市では、自然環境に対する市民の認識を深め、環境保全思想の普及啓発を図ることを目的として「名取市自然と地域とのふれあい活動推進委員会」を設置し、その指導と助言を受けながら各種事業を展開しています。活動内容としては市内に存在している豊かな自然を知ってもらうために観察会等を行っており、身近な自然の再認識が広く環境保全思想につながっていくよう努めています。

令和3年度に実施した事業は次のとおりです。

令和3年度 自然と地域とのふれあい活動推進事業実施状況

事業名	日時	実施場所	実施内容
ホテル観察会	令和3年6月25日	愛島笠島の川内沢川沿い	○ゲンジホテルの観察、生態の説明 講師：菅野 美穂子 先生
サケの観察会	令和3年11月3日	増田西公民館、増田川沿い	○サケの映像鑑賞、生態の説明 講師：キラキラパーク増田西
野鳥観察会	令和4年1月29日	名取トレイルセンター、広浦、名取川河口	○野鳥の観察、生態の説明 講師：佐竹 清夫 先生 丹野 輝英 先生

2. 自然観察路の整備

名取市内の西部丘陵地域は、その大部分が県自然環境保全地域や緑地環境保全地域に指定されているように、都市近郊としては豊かな自然が多く残されており、また、暖温帯から冷温帯に移行する推移帯に位置していることが多様な生物相を生み、学術的にも貴重であるといわれています。本市ではこのような豊かな自然環境が残されている地域と市民とが身近に接することができるように、自然観察路の整備を行ってきました。現在では五社山自然観察路の整備が進み、五社山や外山周辺を散策する多くの市民に親しまれています。

3. 高館山自然レクリエーション施設

那智が丘公民館のさらに奥に、高館山自然レクリエーション施設があります。約3.0kmのコース中には、古代杉をはじめ様々な植物やカモシカの食害の跡を観察できます。標高204.0mの山頂展望台からは、市街はもちろん、太平洋や遠くは金華山まで眺められます。

4. 県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

名取市内では、県の自然環境保全条例によって、仙台湾海浜地域、樽水・五社山地域の二つの地域が県自然環境保全地域に、高館・千貫山地域が緑地環境保全地域に指定されています。各保全地域の指定を受けると、各種開発やその他の行為が規制されるなど、将来にわたって地域の自然が守られていくこととなります。それぞれの自然豊かな地域の特徴は次ページのとおりです。

①仙台湾海浜県自然環境保全地域

*指定年月日：昭和 48 年 8 月 17 日

*面積：1,507.69ha（内名取市分 228.2ha）

仙台市宮城野区蒲生干潟および仙台市若林区荒浜の南から福島県境までの海岸線沿いの地域で、阿武隈川、名取川、七北田川などの河川が太平洋に注ぎ、そこから供給される土砂と海岸流とによって、美しい砂浜を形成していました。この砂浜には藩政期の昔から防潮林としてクロマツが植えられ、海岸線から幅約 100～300mにわたって見事なクロマツ防潮林が広がり、白砂青松はくしゃせいしょうの美しい砂浜景観を呈していました。しかし東日本大震災に伴う津波によって市内沿岸部が被害を受けたことから、海岸林が流失するなど、自然環境や動植物の生態系に大きな影響がありました。

震災前は、河口部には干潟が発達し、シギ、チドリ類など水鳥の格好の渡来地となっているほか、ハマボウフウなどの砂浜植物群落や塩生植物群落などが見られ、多彩な動植物相を呈していました。

②樽水・五社山県自然環境保全地域

*指定年月日：昭和 48 年 8 月 17 日

*面積：1,317ha（内名取市分 1,190ha）、内特別地区 253.5ha（全域名取市分）

この地域は名取市と村田町とにまたがり、仙台平野の南西部、北は高館山から南は阿武隈川に面した千貫山まで南北に幅 5km で細長く連なる高館丘陵の中にあつて、樽水ダム（昭和 52 年完成）と五社山（標高 294.8m）を中心とした地域です。宮城県ではよく見られる典型的な里山ですが、気候的に暖温帯から冷温帯に移行する推移帯（間帯）に位置していることから、多様な動植物が生息する豊かな生物相を呈しており、学術的にも貴重な地域となっております。中でも、熊野那智神社が鎮座する高館山のモミ・ウラジロガシ林はたいへん貴重な存在です。

③高館・千貫山緑地環境保全地域

*指定年月日：昭和 61 年 12 月 26 日

*面積：2,830ha（内名取市分 752ha）

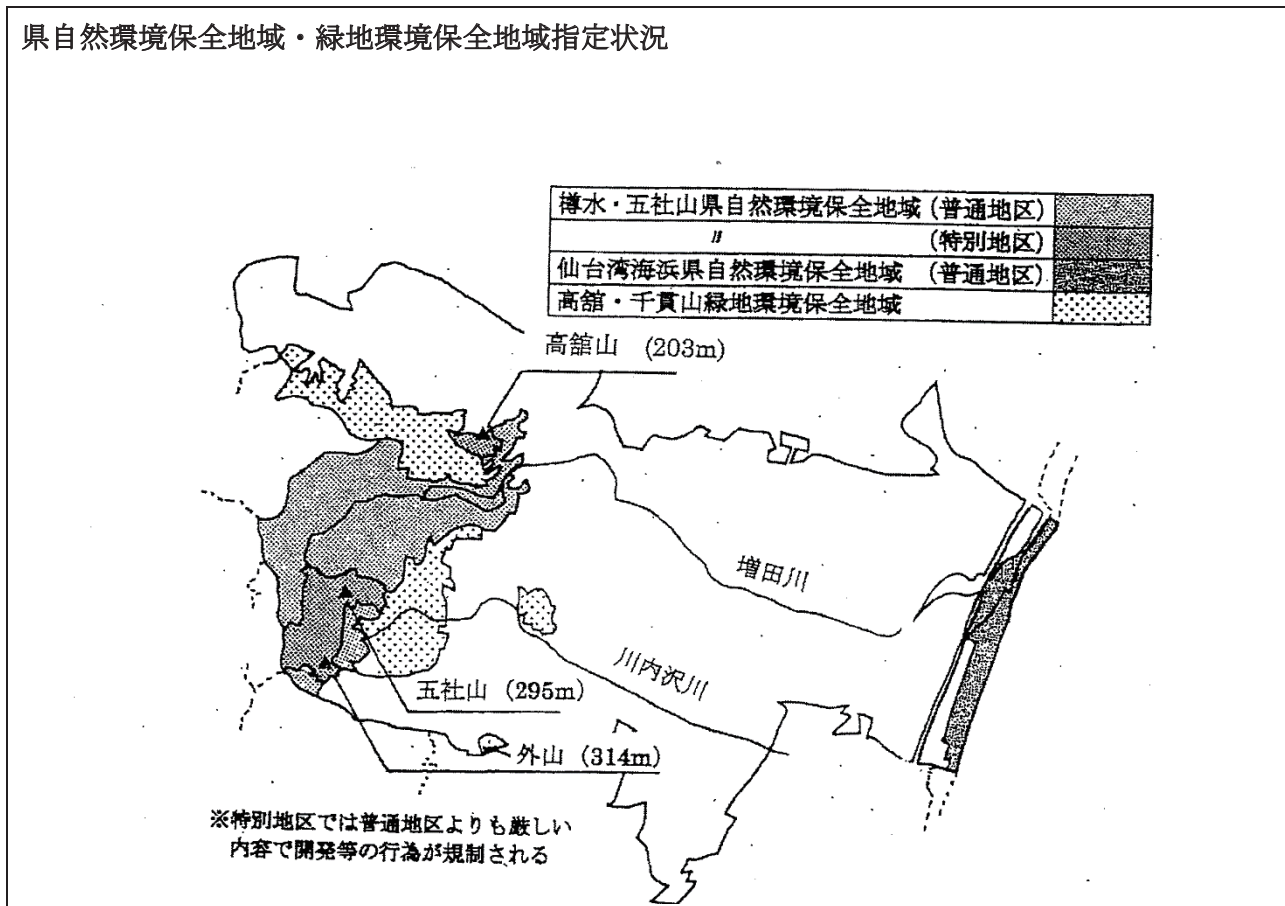
この地域は仙台平野の南西部に位置し、北は高館山から阿武隈川に面する千貫山まで、幅約 5 km で南北に細長く連なる高館丘陵のうち、県自然環境保全地域に指定されている樽水・五社山地域を除いた残りの地域となっております。

高館丘陵は広義の仙台平野における代表的な丘陵の 1 つで、基盤は、主に数百万年前の火山岩、火砕岩と花崗岩類からなっています。こうした硬い岩石が多いので、長い年月の間にもあまり浸食されず、ゆるやかな丘陵として残ったのです。

地域内には古くから寺社・仏閣や遺跡など歴史を感じさせるものが多く、それが豊かな自然の中にもほどよく溶け込んで、古代のロマンを訪れる人の心に静かに語りかけてくれます。

植生はコナラ・クリの二次林とスギ林、アカマツ林が高い占有率を示しています。動物は、ニホンリス、ホンダタヌキなどの県内の丘陵地に多く見られる普通の種類が生息しています。鳥類はフクロウ、アカゲラに加え、林が点在する中にある沼やため池では多くの野鳥が集まってきます。

県自然環境保全地域・緑地環境保全地域指定状況



5. 市内の希少種・外来種の状況

希少種とは存続基盤が脆弱な種または亜種を、外来種とはもともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。たとえばシロツメクサやアメリカザリガニ、ホテイアオイなどは外来生物です。外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種といいます。

震災による地形の変化や都市開発により、市内の生物の分布状況も変化しています。他機関の調査によると、沿岸部にはセンダイハギやハマサジ、カワラハンミョウといった希少な動植物が震災後に確認されています。

他方セイタカアワダチソウやウシガエルなどの外来種も分布を拡大しています。また数年前まで市内に存在しなかったイノシシが市西部を中心に確認されており、令和3年度には有害鳥獣としてイノシシ61頭を駆除しています。

6. 市以外の団体による取組

(1) 全国水生生物調査

宮城県では、広く水質保全及び水質浄化意識の普及啓発を図るため、水生生物を指標とした水質調査を実施しています。これは、環境省及び国土交通省の事業として実施している全国水生生物調査の一環として行われている事業です。この調査では河川に生息する水生生物を採取し、環境省で定めている指標生物に照らし合わせて河川の水質階級を評価するものです。水生生物の生息状況は水質汚濁の影響を反映することから、これらの水生生物を指標として水質を判定することができるからです。この調査は一般の人にもわかりやすく高価な機材を必要としないことから誰でも参加できます。また、調査を通じて身近な自然に接することもできるという利点があります。

IV 清掃事業

1. ごみ処理概要

(1) 概要

焼却施設のダイオキシン問題、最終処分場のひっ迫、不法投棄など、ごみ問題は数ある環境問題の中でもとりわけ大きく取り上げられています。これらの問題は、ひとえにごみ量の増加とごみ質の多様化によるものであり、戦後の経済成長の中で形作られた大量生産・大量消費・大量廃棄型社会によって生み出されたものといわれています。

しかしながら、ごみは生活を営む上であらゆる人々が不可避免的に排出するものであり、それだけに1人1人が意識的にごみの減量や適正な排出に取り組んでいくことがごみ問題の解決のためには絶対に必要です。

近年、ごみに対する人々の問題意識は高まりつつあり、ごみ減量にかかる意欲的な取組も各地で見られるようになってきました。本市でもこのような流れを受け、できるだけ環境に負荷を与えないような分別収集を推進し、ごみ減量・リサイクル・資源循環に努めています。

(2) ごみの収集、処理とリサイクル

本市では、ごみの処理にかかる業務を名取市、岩沼市、亶理町及び山元町の2市2町で構成する亶理名取共立衛生処理組合（以下「組合」という。）に平成14年度に移管しており、ごみの収集、処理とリサイクルについては組合による広域処理が行われています。

家庭系ごみ、事業系ごみともにごみについては2分別（焼却ごみ、有害・危険ごみ）、リサイクル（資源物）については15分別（缶類、びん類（無色透明、茶色、その他）、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、紙パック、段ボール、新聞雑誌類、紙類・紙袋・包装紙類、布類、金属製品類、ガラスくず類、せともの類、複合素材製品類）となっており、それらの分別基準に従って、家庭系ごみは組合の委託業者が、事業系ごみは許可を受けた事業者がそれぞれ収集をしています。

市内全域から集められたごみと資源物は、組合が運営するごみ処理施設、岩沼東部環境センターに集められ、「焼却ごみ」については焼却処理による無害化、減容化を行った上で埋め立て処分を、各種「資源物」については、再分別や圧縮等の中間処理を行った上で専門のリサイクル業者へ搬出しています。

また、本市では、岩沼東部環境センターへの直接搬入または代行運搬で依頼されたものを除き、粗大ごみの収集は行っていませんが、直接搬入等により持ち込まれた粗大ごみについては、破碎処理や再分別等、品目ごとに必要な前処理を行うことで、可能な限りリサイクルを行うとともに、リサイクルが難しいものについては焼却処分を行っています。

なお、岩沼東部環境センターで処理することのできない乾電池や蛍光灯などの「有害・危険ごみ」については、専門の技術を持つ事業者に処理を委託しています。

ごみ及び資源物収集量（排出量）の推移

(単位：t)

年度	人口	日数	焼却ごみ			粗大ごみ			有害ごみ			資源物			家庭系計	事業系計	災害ごみ計	合計	
			家庭系	事業系	災害ごみ	小計	家庭系	事業系	災害ごみ	小計	家庭系	事業系	小計	家庭系					事業系
平成26	75,774	365	13,474	6,913		20,387	821	49	870	25	10	35	4,806	115	4,921	19,126	7,087		26,213
27	76,940	366	13,755	6,843		20,598	776	35	811	29	7	36	4,769	102	4,871	19,329	6,987		26,316
28	77,594	365	13,846	6,950		20,796	752	26	778	62	10	72	4,246	70	4,316	18,906	7,056		25,962
29	78,354	365	14,060	6,837		20,897	938	23	961	67	10	77	4,074	38	4,112	19,139	6,908		26,047
30	78,408	365	14,035	6,593		20,628	1,015	28	1,043	67	8	75	4,051	106	4,157	19,168	6,735		25,903
令和1	79,068	366	14,191	6,796	52	21,039	1,153	22	1,201	66	7	73	4,034	193	4,227	19,444	7,018	78	26,540
2	79,528	365	14,569	6,134	181	20,884	1,238	148	2	1,388	57	6	4,021	237	4,258	19,885	6,525	183	26,593
3	79,450	365	14,534	6,445		20,979	1,219	177	1,396	58	6	64	3,802	248	4,050	19,613	6,876		26,489

注：人口はその年の9月末日現在の外国人を含む人口である。

注：四捨五入の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

一人一日当たりのごみ及び資源物収集量（排出量）の推移

(単位：g)

年度	人口	日数	焼却ごみ			粗大ごみ			有害ごみ			資源物			家庭系計	事業系計	災害ごみ計	合計	
			家庭系	事業系	災害ごみ	小計	家庭系	事業系	災害ごみ	小計	家庭系	事業系	小計	家庭系					事業系
平成26	75,774	365	487	250		737	30	2	31	1	0	1	174	4	178	692	256		948
27	76,940	366	488	243		731	28	1	29	1	0	1	169	4	173	686	248		935
28	77,594	365	489	245		734	27	1	27	2	0	3	150	2	152	668	249		917
29	78,354	365	492	239		731	33	1	34	2	0	3	142	1	144	669	242		911
30	78,408	365	490	230		721	35	1	36	2	0	3	142	4	145	670	235		905
令和1	79,068	366	490	235	2	727	40	1	42	2	0	3	139	7	146	672	243	3	917
2	79,528	365	502	211	6	719	43	5	48	2	0	2	139	8	147	685	225	6	916
3	79,450	365	501	222		723	42	6	48	2	2	2	131	9	140	676	237		913

注：人口はその年の9月末日現在の外国人を含む人口である。

注：四捨五入の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

ごみ処理量の推移

(単位：t)

年度	焼却処分	資源物等搬出	埋立処分 (直接埋立)	合計
平成26	20,580	4,484	0	26,213
27	21,942	4,373	0	26,316
28	22,118	3,846	0	25,962
29	22,310	3,732	5	26,047
30	22,064	3,834	5	25,903
令和元	22,626	3,907	7	26,540
2	22,454	4,131	8	26,593
3	22,564	3,919	7	26,490

注1：焼却処分には粗大ごみ処理施設からの搬出分を含む。

注2：資源物等搬出には、有害ごみ及び粗大ごみ処理施設からの搬出分を含み、焼却灰からの搬出分を含まない。

注3：埋立処分には、側溝土砂及び焼却灰の埋立分を含まない。

注4：四捨五入の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

資源物等品目別搬出実績（令和3年度）

(単位：t)

	アルミ缶	スチール缶	無色びん	茶色びん	その他びん	ペットボトル	プラスチック
搬出量	158	91	211	171	158	213	791
	紙パック	段ボール	包装紙類	新聞雑誌	布類	金属製品	ガラスくず
搬出量	9	311	107	556	4	308	100
	せともの	複合製品	草木	その他	資源物計	有害ごみ	合計
搬出量	136	24	517	629	4,494	40	4,534

注1：粗大ごみ処理施設からの搬出分を含む。

注2：「その他」には、焼却灰からの搬出分を含む。

注3：四捨五入の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

2. ごみ減量・リサイクル推進事業

(1) 総論

ごみの発生に起因する様々な問題を解決していくためには、第一に発生するごみの量を減らし、なおかつ発生したごみについてはできる限りリサイクルを行っていくことが重要です。本市においても、ごみ減量・リサイクル事業として以下に示す各種の施策を実施し、市民の方への協力を呼びかけています。

(2) リサイクル事業

平成9年4月にいわゆる容器包装リサイクル法が施行されたのを受け、平成10年10月より「名取市容器包装リサイクル事業」をスタートさせました。これは容器包装類といわれる缶やびん、ペットボトルなどを回収し、再資源化を図ることでごみの減量を目指すものです。さらに、平成13年4月からは、容器包装以外の品目を加え16分別に拡大されました。その後、平成28年4月からは、アルミ缶とスチール缶を「缶類」にまとめ、15分別に変更となりました。

本市では品目に応じて、週1回、月2回、月1回の回収を行っており、令和3年度の収集量は、全体で4,050tでした。

搬入された中には異物と呼ばれるリサイクルのできないもの（素材が異なるもの、洗浄がされていないもの等）も含まれており、リサイクルの円滑な実施のためにさらなる分別の徹底が求められています。

リサイクルの分別基準（15 分別）

プラスチック製容器包装類	プラスチック製のトレイ、ボトル、レジ袋など
ペットボトル	飲料用と調味料用
缶類	飲料用と食料用
無色透明びん	飲料用と食料用
茶色びん	飲料用と食料用
その他びん	飲料用と食料用
紙箱・紙袋・包装紙類	紙箱、紙袋、包装紙、アルミ加工の紙パック、紙の芯、紙カップ
紙パック	内側が白いもののみ
段ボール	断面が波型になっている紙箱
新聞・雑誌類	古新聞、古雑誌、折り込みチラシなど
布類	もめん製品
金属製品類	針金ハンガー、金網、フライパン、金属製のふた、油分の多い缶、アルミ箔など
ガラスくず類	油分の多いびん、化粧品のびん、薬のびん、こわれたびん、置物など
せともの類	食器（陶器、磁器、焼き物）、置物、花びん、鉢、灰皿など
複合素材製品類	小型家電製品、時計、おもちゃなど材質の混ざっているもの

(3) 集団回収支援事業

子供会や町内会などが実施している集団回収事業について、その活動を支援するため「リサイクル活動推進事業奨励金」として回収量に応じた奨励金を交付しています（紙類・布類・金属類・びん類の各品目 1kg あたり 3 円）。令和 3 年度実績では延べ 293 団体に対し、369 トン分の奨励金が交付されました。近年、回収量は減少傾向にあり、実施団体数及び単位回収量のさらなる拡充が望まれます。

(4) 生ごみコンポスト化支援事業

そのほとんどが水分である生ごみは、重量比で家庭ごみの約 4 割にも達するといわれており、生ごみを資源として活用することはごみの減量に大きく貢献します。本市では生ごみのコンポスト化（堆肥化）容器の購入に対して補助金を交付しており、令和 3 年度末現在その普及率（補助世帯数÷全世帯数）は 6.37%です。

リサイクル活動推進事業奨励金交付実績

年度	回収数量 (t)	奨励金額 (千円)	延実施団体数
平成26	803	2,409	330
27	766	2,300	342
28	784	2,351	354
29	689	2,068	336
30	610	1,831	337
令和元	557	1,671	343
2	360	1,079	301
3	369	1,108	293

堆肥化容器購入費補助金交付状況と普及率の推移

年度	基数 (基)	補助金額 (千円)	年度末世帯数	普及率 (%)
平成26	23	206	28,671	6.39
27	39	533	29,263	6.39
28	38	441	29,902	6.38
29	37	408	30,342	6.41
30	24	282	30,945	6.36
令和元	26	302	31,489	6.33
2	33	373	32,041	6.33
3	44	682	32,520	6.37

(5) 家庭用使用済み天ぷら油回収事業

ごみの減量化と資源循環型社会の形成に向けて、家庭用使用済み天ぷら油の回収事業を実施し、廃食油をバイオディーゼル燃料（BDF）として再生利用する取組を行っています。BDF は、黒煙及び硫黄酸化物をほとんど発生させない特性を持つため、地球環境に優しい燃料として注目されています。また、カーボンニュートラルの効果により、地球温暖化防止にも寄与することが期待されます。

平成 19 年 10 月からスタートした回収事業は、公民館、市内スーパーマーケット、市役所など身近な場所を回収拠点としており、回収量の拡充を図っています。社会福祉法人みのり会及び名取市ボランティア連絡会の協力のもと、回収した油を株式会社オイルプラントナトリに搬入し、精製された BDF は事業者の配送用トラックやバスなどの燃料として使用されています。

家庭用使用済み天ぷら油回収実績

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
回収量 (L)	13,383	14,288	14,154	14,834	14,297

(6) フードドライブ

まだ食べることができるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスを削減するために、本市では事業者と協力し、自宅等で余っている食品を持ち寄りフードバンク団体へ寄付する「フードドライブ」を実施しています。令和 3 年度は 9 月から 10 月にかけて実施し、回収量は 945kg でした。

3. ダイオキシン類対策

ダイオキシン類は有機塩素化合物の一種で、物の燃焼の過程等で非意図的に生成されてしまう物質です。ダイオキシン類の主な発生源は、ごみの焼却による燃焼ですが、そのほか、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなど様々な発生源があります。

ダイオキシン類は、有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するため早急に抑制しなければならないものとしてダイオキシン類対策特別措置法（平成12年1月施行）により規制されています。

岩沼東部環境センターでもごみ焼却の際のダイオキシン類発生を抑制するために、高温燃焼（850℃以上）とその連続運転等の各種対策を行っています。

ごみ焼却場から発生する排ガス中のダイオキシン類については、亙理名取共立衛生処理組合が定期測定を行っており、その結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準値である1 ng-TEQ/m³N（ナノグラム：1ng=10億分の1g）以下の水準に抑えられています。

また、公共用水域（水質及び底質）でのダイオキシン類について、東北地方整備局及び宮城県で観測した結果、いずれも環境基準を達成しています。

○岩沼東部環境センターの排出ガス

（単位：ng-TEQ/m³N）

採取年月日	令和2年6月	令和2年12月	令和3年6月	令和3年10月
1号炉	0.01800	0.00023	0.00023	0.00100
2号炉	0.00100	0.00150	0.00290	0.02500

※ 基準値：1 ng-TEQ/m³N

○公共用水域（水質及び底質）

（単位：水質はpg-TEQ/L、底質はpg-TEQ/g）

測定部位	測定機関	測定地点名	環境基準	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水質	国	関上大橋	1	0.075	0.077	0.073	0.099	0.075
	宮城県	毘沙門橋	1	0.44	0.41	0.27	0.17	—
底質	国	関上大橋	150	1.7	2.4	1.3	1.8	2.9
	宮城県	毘沙門橋	150	14	5.9	1.2	2.7	—

※ 国は東北地方整備局で調査したもの。

※ 測定は例年秋に実施。また毘沙門橋の測定点は、水質汚濁の測定点と同じ。

注：1 pg（ピコグラム）＝1兆分の1g

4. し尿処理

本市では、岩沼市、亶理町、山元町とともに一部事務組合「亶理名取共立衛生処理組合」を作り、2市2町共同でし尿処理を行っています。本市で集められたし尿や浄化槽汚泥等は、岩沼市内の県南浄化センターで焼却処理された後、亶理名取共立衛生処理組合の最終処分場で埋立処分が行われています。

し尿の収集量の推移をみると、近年の下水道等の普及により減少傾向にあります。

し尿・浄化槽汚泥等収集量とその推移

(単位：kL)

	一般搬入	公共施設汲取	浄化槽汚泥	農集排汚泥	合計
平成28年度	1,813	25	3,932	708	6,478
平成29年度	1,721	20	3,859	940	6,541
平成30年度	1,523	28	3,748	1,115	6,414
令和元年度	1,421	26	3,904	1,117	6,468
令和2年度	1,288	19	3,680	1,117	6,104
令和3年度	1,138	25	3,681	1,121	5,965

V 地球環境問題

1. 地球温暖化

(1) 地球温暖化による影響

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や放射する熱の一部が、バランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。気温の上昇に伴う日本国内への影響としては、

- i 最大日降水量の増加。大雨の日数の増加。
- ii 非常に強い台風の増加。洪水や高潮被害の増加。砂浜の喪失
- iii 松枯れ危険域の面積の増加。高山植物群落の減少。サンゴの白化
- iv 作物・果樹の栽培適地の変化。回遊魚の生息適地の変化
- v 熱中症の増加。マラリアなどの流行

などが挙げられます。仙台管区気象台が一定の条件下で 100 年後の気候をシミュレーションしたところ、年平均気温が 4~5℃程度上昇し、夏日、真夏日、猛暑日、熱帯夜が大きく増加し、冬日、真冬日が大きく減少すると予測されています。

(2) 国の温暖化防止への取組

平成 9 年 12 月に開催された地球温暖化防止京都会議では、主要国の温室効果ガスの排出削減目標とその国際的な仕組みが京都議定書として採択され、平成 17 年 2 月 16 日に発効しました。日本は平成 20 年度から平成 24 年度までの第一約束期間内に基準年（平成 2 年度。ただし iv~vi のガスは平成 7 年度基準）比で温室効果ガスの総排出量を 6%削減することが求められました。なお、排出削減対象となるのは下記 7 種のガスです。

◎対象となる温室効果ガス

i	二酸化炭素	(CO ₂)	v	パーフルオロカーボン	(PFC)
ii	メタン	(CH ₄)	vi	六フッ化硫黄	(SF ₆)
iii	一酸化二窒素	(N ₂ O)	vii	三フッ化窒素	(NF ₃)
iv	ハイドロフルオロカーボン	(HFC)			

平成 26 年 7 月に発表された平成 24 年度の温室効果ガス排出量の確定値によれば、第一約束期間 5 年間の温室効果ガス排出量の平均は基準年比で 1.4%増加している一方、森林吸収量や京都メカニズムの活用を加味すると、同期間の平均は基準年比 8.4%減で京都議定書の目標を達成しています。ただし平成 22 年度以降、景気回復や東日本大震災を契機とした火力発電の増加により 3 年連続で温室効果ガス総排出量が増加しています。なお、京都メカニズムとは他国での排出削減プロジェクトの実施による排出削減量等を自国の約束達成に用いることのできる制度のことです。

平成 27 年には、地球温暖化対策に関する国際会議 COP 21 が開催され、新たな国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。それに伴い、日本では 2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 26%削減とする目標が閣議設定されました。現在は、上記目標を見直し、令和 3 年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づき、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度 46%削減目標（2013 年度比）の達成に向けて取組を進めています。

この目標達成に向けて、長期エネルギー需給見通しの実現、再生可能エネルギー構成比率の引き上げ、徹底した省エネルギーによる電力需要の抑制等が今後一層求められます。

(3) 名取市（市所管施設）の取組

①みやぎ環境税を利用した取組

名取市では、平成 23 年 4 月から県税として導入された「みやぎ環境税」のうち、市町村へ交付される補助金を活用し、消費電力の削減と温暖化を助長する二酸化炭素の排出抑制を目的とした照明の LED 化事業を実施しています。令和 3 年度は以下の 4 つの事業を実施しました。

●市庁舎 LED 照明更新事業

市役所庁舎 1 階の照明を LED 照明へ更新しました。

既設 (40W×2 灯) 39 基、(20W×1 灯) 1 基、(40W×1 灯) 2 基、(20W×4 灯) 4 基、(32W×1 灯) 12 基、(32W×3 灯) 2 基

新設 (25W×1 灯) 39 基、(12W×1 灯) 1 基、(27.6W×1 灯) 2 基、(59W×1 灯) 4 基、(12.4W×1 灯) 12 基、(26W×1 灯) 2 基

設置基数：60 基 CO₂削減効果：2,824kg-CO₂/年

●名取市街路灯 LED 化改修事業

ナトリウム灯の灯具 9 基並びに管球及び安定器 1 基を LED 照明に更新しました。

設置基数：10 基 CO₂削減効果：1,999kg-CO₂/年

●愛島台中央公園街路灯修繕事業

水銀灯 30 基 (100W) を昼白色 LED (29W) へ更新しました。

設置数：30 基、CO₂削減効果：3,331kg-CO₂/年

●公用車への FCV 率先導入事業

燃料電池自動車を 1 台導入しました。

CO₂削減効果：1,624 kg-CO₂/年

②温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画

「名取市温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画（第 5 期：令和 3 年度～令和 7 年度）」に基づき、市（市所管施設）の事務及び事業の実施にあたり省エネ、省資源などの取組を行っています。

これは、市が行政機関であると同時に大規模な事業者、消費者の側面も有しており、その責務として、市民・事業者の取組を先導するため、自ら事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出量を削減する取組を行うものです。この計画では、平成 30 年度の電気、燃料等の使用量と温室効果ガス排出量を基準とした削減目標値を設定しています。

令和 3 年度の温室効果ガス総排出量は二酸化炭素換算で 6,826 トンでした。これは、基準となる平成 30 年度の排出量 5,924 トンに比べ 15.22%増加しています。

○数値目標に対する令和 3 年度の取組結果

主な項目	目標 (平成 30 年度比)	令和 3 年度実績 (平成 30 年度比)
コピー用紙の再生紙の購入割合	90%以上	93.51%
ガソリン使用量	10%以上削減	-19.91%
灯油使用量	5%以上削減	+76.74%
軽油使用量	10%以上削減	-26.42%
重油使用量	2%以上削減	+11.50%
L P ガス使用量	7%以上削減	-4.69%
都市ガス使用量	7%以上削減	+104.40%
電気使用量	3%以上削減	+15.84%
温室効果ガスの総排出量	3.9%削減	+15.22%増加

③再生可能エネルギー等導入補助金事業

東日本大震災の被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需要への逼迫への対応のため、再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、災害先進地域を目指すことを目的に公共施設再生可能エネルギー等導入事業を行っています。

名取市では平成 25～28 年度事業で小中学校および公民館など 24 施設に太陽光発電システムを導入しました。

2. オゾン層の保護

大気中のオゾン (O_3) の約 90%は成層圏（地上から 10～50km）に存在します。このオゾンの多い層をオゾン層と言います。オゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収し地上の生物を守っています。

オゾンがフロン類等によって破壊され、地表に届く太陽光に含まれる紫外線が増え、皮膚ガンや白内障の増加、植物やプランクトンの育成阻害による生態系への影響が懸念されています。なおフロン類とは、フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称で、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）などがあります。

フロン類は、冷蔵庫、家庭や車のエアコンの冷媒、スプレーの噴射剤、工場における製品洗浄などに利用されてきました。しかし、オゾン層の破壊や地球温暖化への影響が明らかになり、フロン類の生産・輸入の国際的な規制が行われています。現在は、特定フロン、ハロン、四塩化炭素は全廃されました。臭化メチルは検疫および出荷前処理用としての使用を除き平成 17 年に全廃しました。HCFC は令和 12 年までに全廃する予定です。

なお、HFC はオゾン層を破壊しないため CFC や HCFC に変わって使用されました。しかし HFC は二酸化炭素の 100～10,000 倍も大きな温室効果があるため、京都議定書で削減対象となっています。

また「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が平成 14 年 4 月に施行され、業務用のフロン類（HFC も含む）が充てんされている製品の廃棄時に、製品からフロン類を回収して破壊することを定めています。また「家電リサイクル法」により、エアコンや冷蔵庫などを回収した業者は、冷媒として使用していたフロンを回収・破壊することが求められています。

本市も、岩沼東部環境センターに持ち込まれた冷蔵庫やエアコンは指定取引場所を介して回収業者に引き渡し、フロンを回収しています。県内の回収事務は宮城県フロン回収事業協会などが中心に実施しています。

気象庁によると、令和 3 年の南極域上空のオゾンホールは 8 月上旬に観測されたのち 8 月下旬に急速に拡大し、最大面積は 2,480 万 km^2 となりましたが、12 月中旬から急速に縮小し、12 月 24 日に消滅しました。6 月中旬から 10 月下旬まで、最近 10 年間の平均値より概ね広く推移しました。気象条件によって、今後も大規模なオゾンホールが発生することが考えられますので、引き続きオゾン層の監視が必要です。

3. その他の地球環境問題

①熱帯林の減少

2015年の世界の森林面積は40億ha弱で、世界の陸上面積の約3割が森林で占められています。人口の増加、食料や土地に対する需要の拡大等を背景に、1990年から2015年までの25年間で、約1億2,900万ha（日本の国土面積の3.4倍）の森林が世界で減少しています。近年の森林の減少速度は、低下傾向にありますが、南アメリカやアフリカなどの熱帯の森林では、減少面積が大きくなっています。

地球上の森林面積の40%以上を占める熱帯林は、生物が生きていくために必要な酸素を作り出しています。また、熱帯林の面積は地球全体に占める面積の3.6%にもかかわらず地球上の生物の5割以上が生息していると考えられています。このため、熱帯林の減少は森林資源の枯渇ということだけでなく、野生生物の生息域が減少することによる種の減少、二酸化炭素吸収源の減少による地球温暖化の進行という問題も含んでいます。

②野生生物の減少

人間による生息環境の破壊や悪化、乱獲などにより、野生生物が減少しています。

近年、特にその傾向が強く、1900年当時、年に1種程度であった絶滅速度が、1975年には年に1,000種、1975年以降は年40,000種と急激に上昇しています。環境省は、生物学的観点から個々の種の絶滅危険度を科学的・客観的に評価したものをまとめ、令和2年3月に第4次レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）の第5回目の改訂版として「レッドリスト2020」を公表しました。また、宮城県も県内に生息する動植物の分布状態を調査し、絶滅のおそれがある動植物をまとめた「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト」をまとめています。東日本大震災以降は著しい変化があり、震災から10年目を迎え、先の宮城県レッドデータブック2016の発行から5年目となる機会に、これまでの調査結果を踏まえて、レッドリストを改訂し、「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2021年版」（以下、「宮城県レッドリスト2021」という。）として取りまとめています。

環境省レッドリストに掲載された絶滅危惧種数は3,716種となっています。また宮城県レッドリスト2021に掲載された絶滅危惧種数は682種となっています。

絶滅および絶滅危惧種の種数

		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	貝類	その他	植物Ⅰ	植物Ⅱ	合計
絶滅種	環境省	7	15			3	4	19	1	28	33	110
	宮城県	2					6			19	5	32
絶滅危惧種	環境省	34	98	37	47	169	367	629	65	1,790	480	3,716
	宮城県	7	28	1	1	16	76	5	30	415	103	682

※ 「魚類」は汽水・淡水魚類のこと。「その他」はその他無脊椎動物を、「植物Ⅰ」は維管束植物を、「植物Ⅱ」は維管束植物以外（宮城県レッドリスト2021では植物群落を含む）を指す。

出典：第4次レッドリスト（平成24年8月、平成25年2月環境省公表）の第5回目の改訂版（令和2年3月）

宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2021年版（令和3年3月宮城県公表）

注意：レッドデータブック宮城では「海岸地域の無脊椎動物」、「淡水産貝類」に分類しているものを、この表では「その他」、「貝類」にそれぞれ分類した。

③海洋汚染

河川からの汚染物資、船舶事故により流出した油、海洋投棄などにより海が汚され、生態系や漁業資源、地球レベルでの水、大気循環への影響が懸念されています。海上保安庁の調査によると、令和

3年の海洋汚染の発生確認件数は本州東岸（青森県から房総半島までの太平洋）で55件、主な汚染物質は廃棄物20件、油34件、有害液体物質1件でした。また環境省の海洋環境モニタリング調査(1998～2007年度)によると、仙台湾ではカドミウム、水銀、PCB（ポリ塩化ビフェニル）の濃度が内湾・沿岸域で高く沖合で低くなっていることから、陸地から海洋へ流出していると考えられます。1996年発効の国連海洋法条約で、我が国は排他的経済水域の環境保全に責任を負うことになっています。

④PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBとはポリ塩化ビフェニルのことで絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されてきました。しかし昭和43年にカネミ油症事件が発生するなどその毒性が社会問題化し、昭和47年以降わが国ではその製造は行われていません。

国際的にも規制の取組が始まっており、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」が平成16年5月に発効しています。この条約ではPCBの処理について、令和7年までの使用全廃、2028年までの適正な処分が求められています。（日本は平成14年8月にこの条約を締結）

⑤砂漠化

砂漠化とは、乾燥地域、半乾燥地域、乾燥半湿潤地域植物における気候上の変動や人間活動を含む様々な要素に起因する土地の劣化を指します。砂漠化により、食料生産基盤の低下、生物多様性の損失、気候変動への影響のほか貧困の加速、難民の増加という問題も引き起こします。

2015年のUNCCD（砂漠化対処条約事務局）の調査では、毎年264万haの土地が砂漠化していると言われています。その原因は、人為的な要因（土地の許容限度を超えた過放牧、薪の採取、大規模灌漑など）と気候変動（干ばつ、生物多様性の減少によるさらなる悪循環）が原因と考えられています。

また、海藻を食べる魚やウニが増えすぎることによって生態系のバランスが崩れ、藻場が消失することを「磯焼け」と言い、問題になっています。磯焼けの結果、海中の岩石や岩盤が白色の石灰藻に覆われた状態のことを「海の砂漠化」と言います。磯焼けの直接原因は水温変化や栄養塩類の濃度の低下ですが、その原因として河川沿いや沿岸の広葉樹林の伐採があると考えられる学説があります。

⑥特定外来生物

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種といます。

環境省は、平成16年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」を公布し、平成17年6月から施行されています。この法律では、問題を引き起こす海外起源の在来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入などの取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしています。令和3年8月現在、156種類の生物が特定外来生物に指定されています。

特定外来生物（令和3年8月13日現在）

種類	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	
種目数	25種類	7種類	21種類	15種類	
種類	魚類	昆虫類	無脊椎動物	植物	合計
種目数	26種類	25種類	18種類	19種類	156種類

VI 東日本大震災に伴う環境問題

1. 放射能汚染

(1) 空間放射線量率の測定

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所で大気中及び海水中に放射性物質を拡散させる事故が起きました。

この事態を受け、市では平成 23 年 5 月 12 日より市役所正面玄関前広場内で毎日、簡易測定計を使用した空間線量率の測定を開始し、その後児童センターや保育所、幼稚園、小中学校、公民館、公園、広場や調整池を対象に加え、平成 23 年 12 月より市内 100 か所で空間線量率を測定していました。

平成 28 年 4 月からは市内 31 か所で測定していましたが、東日本大震災の発生から 10 年が経過し、「放射性物質汚染対処特措法」に定める「基準値 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 」より低い数値で安定していることから、令和 3 年 3 月 31 日をもって空間放射線量測定を終了いたしました。なお、これまでの空間放射線量測定結果については市ホームページをご覧ください。

発災直後は自然放射能レベルよりも上昇がみられた空間線量率ですが、その後は安定的に低下傾向を示しており、国が汚染状況重点調査地域として指定する要件の追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルト、一時間当たりの空間線量率に換算すると毎時 0.23 マイクロシーベルト ($\mu\text{Sv/h}$) を下回っています。

平成 24 年 6 月 1 日からは、市内の各種団体を対象として、市が所有する空間放射線量計の貸し出しを市クリーン対策課で行っています。令和 3 年度の貸出し件数は 0 件（前年度比-1 件）でした。

また、国及び県と協力し、空間線量率を自動測定する可搬型モニタリングポストを市民体育館西側駐車場に設置しました。平成 24 年 4 月から測定を開始し、「みやぎ原子力情報ステーション」などで測定データ公開をしています。次ページの表にモニタリングポストで測定した放射線量の月別平均値を掲載しています。

(2) 放射性物質の検査

食品の放射性セシウムは震災当初、野菜類・穀類・肉・卵・魚その他等で 500 ベクレル/kg、牛乳・乳製品・飲料水で 200 ベクレル/kg という暫定基準を適用していました。この基準が平成 24 年 4 月から飲用水 10 ベクレル/kg、乳児用食品および牛乳で 50 ベクレル/kg、それ以外の「一般食品」で 100 ベクレル/kg になりました。

一般に流通する食品・飲用水等については、上記の基準を上回るものは出荷できません。

学校給食については、食品納品時に産地をすべて確認し、出荷制限を受けている食材が含まれていないことを確認しています。平成 23 年 12 月からは主な食材の放射性物質検査を週 2 回の頻度で始め、平成 24 年 4 月からは各種食材と完成品の測定を毎日実施。結果をホームページで公表しています。これまでのところ、検出限界値（10 ベクレル/kg）を上回る放射線が検出されたことはありません。

○名取市モニタリングポスト測定値(令和3年度)

(単位: μ Sv/h)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
MP	0.028	0.028	0.028	0.029	0.029	0.029	0.029	0.028	0.028	0.028	0.028	0.028

※ MPはモニタリングポスト。市民体育館敷地の南西側に設置。測定する高さは地上1m。

○学校給食月別測定状況(令和3年度)

(単位: 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施日数	15	18	22	14	7	20	21	20	17	15	18	15	202
食材	45	55	67	42	21	59	64	61	51	45	54	42	606
完成品	44	54	64	41	21	59	63	60	50	45	55	45	601

※ 全ての食材・完成品で放射性物質は検出されなかった。

※ 食材・完成品は、検査した食材・給食完成品の数を指す。

市が実施した測定のほかに、平成24年度から平成27年度まで、宮城県による給食完成品の検査(検出限界値5ベクレル/kg)が毎年20回行われましたが、こちらも検出された事例はありませんでした。

平成24年5月14日から市民が直接食用に供する食品(購入したものは除く。)について、市役所庁舎内で放射能検査を行っています。令和3年度の測定は0件でした。

○月別測定状況(令和3年度)

(単位: 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
検体数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
超過数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 超過数は100ベクレル/kgを超過した検体数。

水道水は、飲用水と同じ10ベクレル/kg以下という管理目標値が示されています。平成23年3月から高館浄水場で放射性物質検査を行っています。平成26年度までは原則週1回、平成27年4月からは月1回の頻度で東北大学に測定を依頼し検査していましたが、いずれも不検出でした。令和元年12月より、厚生労働省が示した「水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて」や本市におけるこれまでの結果を踏まえ、検査頻度を原則として3か月に1回に変更しました。令和2年度をもって東北大学の測定が終了となったため、令和3年度からは(一財)宮城県公衆衛生協会に測定を外注し、すべて不検出でした。

なお、浄水発生土は、平成23年7月から放射性物質検査を原則月1回行っておりましたが、令和3年度より原則として3か月に1回に変更しました。令和3年度は(一財)宮城県公衆衛生協会に測定を外注し、最大で110ベクレル/kgでした。このため、環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)などにに基づき、適切に処理しています。

2. 大気中の汚染物質の状況

(1) アスベストについて

アスベスト（石綿）は繊維状の天然鉱物で、古くから建築物の断熱材などに利用されてきました。しかしながら、建設現場でアスベストの吹き付け作業に従事する作業員が吸い込むなどして健康被害が問題視されるようになったことから、現在では法規制が徹底され、新規製造は平成 24 年 3 月に禁止。使用は一部の適用除外を除き禁止されています。しかし、既存の建物に使用されたアスベストが解体時に飛散することが懸念されます。

平成 25 年 6 月 21 日に大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 58 号）が公布され平成 26 年 6 月 1 日から施行されています。この改正でアスベストを排出する可能性がある作業について工事受注者等は事前調査を行うこと、発注者へ説明する必要があること、調査結果などを掲示する必要があることなどが規定されています。なおアスベスト製品製造工場等の敷地境界での基準値はアスベスト繊維 10 本/L と規制されています。

平成 7 年 1 月に発生した阪神淡路大震災では、解体工事現場等でアスベストが大量に飛散したにもかかわらず、作業員の防護体制が十分でなかったことが問題となりました。阪神大震災から 20 年以上になりますが、震災直後に解体工事現場で働いていた作業員が最近アスベストで労災認定された例もあります。そのため環境省や宮城県と共に、震災直後からアスベストの飛散防止に努めています。

(2) 市内のアスベスト等濃度

東日本大震災後の被災地域でのアスベストによる影響を調査するため、環境省及び県では平成 25 年度までアスベストの大気濃度調査を複数回にわたって行いました。また、県では平成 25 年度まで被災地における常時監視モニタリング調査や環境大気中のダイオキシン類調査を行っていました。いずれの調査でも通常の大気環境とほぼ同様の数値であり、人体への健康被害などの影響が少ないことが確認されています。

Ⅶ 資料

(1) 騒音

①騒音の目安

騒音レベル	音の例示	騒音レベル	音の例示
30dB	ホテルの室内	60dB	銀行の窓口周辺 博物館の館内
40dB	昼間の戸建て住宅地 図書館の館内	70dB	バス・新幹線・在来線の車内
45dB	美術館の館内 昼間の霊園	80dB	航空機の機内 ゲームセンターの店内
50dB	昼間の高層住宅地域 書店の店内	90dB	パチンコ店内

出典：全国環境研協議会 騒音調査小委員会

②騒音に係る環境基準

○一般地域

地域の類型	環境庁告示	宮城県告示	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	仙台市の一部 (文教地区)	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	低層住居専用地域 (第1種・第2種) 中高層住居専用地域 (第1種・第2種)	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域	住居地域 (第1種・第2種) 準住居地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

○道路に面する地域

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
上表にかかわらず幹線交通を担う道路に近接する空間 (特例)	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注1：車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

注2：幹線交通を担う道路とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上の区間に限る)、自動車専用道路をいう。

※ 騒音に係る環境基準について：平成10年9月30日 環境庁告示第64号

※ 騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定 平成24年3月30日 名取市告示第99号

③航空機騒音に係る環境基準

平成25年4月1日から航空機騒音を表す単位をWECPNLから L_{den} に変更になり、基準値が変更になった。同時にこれまでの実測および推計を基に宮城県では指定地域を縮小した。

○「航空機騒音に係る環境基準について」の基準値

地域の類型	基準値 (単位：L _{den})	【参考】 平成 25 年 3 月 31 日 までの基準値 (単位：WECPNL)
I 類型 (専ら住居の用に供される地域)	57 デシベル以下	70 以下
II 類型 (I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	62 デシベル以下	75 以下

※ 航空機騒音に係る環境基準について：昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号、改正平成 19 年環境庁告示第 114 号

○「航空機騒音に係る環境基準について」で指定する地域

地域の類型	地域
II	基 点 (A) 点一名取市植松字札前地内 北緯 38 度 8 分 24.1 秒 東経 140 度 53 分 50 秒 補助点 (イ) 点一北緯 38 度 8 分 30.5 秒 東経 140 度 53 分 52.5 秒 (ロ) 点一北緯 38 度 8 分 42.8 秒 東経 140 度 55 分 15.3 秒 (ハ) 点一北緯 38 度 8 分 41.8 秒 東経 140 度 55 分 50.6 秒 (ニ) 点一北緯 38 度 8 分 39.9 秒 東経 140 度 55 分 56.5 秒 (ホ) 点一北緯 38 度 8 分 35.7 秒 東経 140 度 55 分 42.8 秒 以上の (A)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ) 及び (A) 点を順次直線で結んだ地域のうち、仙台空港の敷地を除いた地域
【参考】 II (平成 25 年 3 月 31 日まで)	基 点 (A) 点一名取市植松字三合田 116 番地内 北緯 38 度 7 分 59 秒 東経 140 度 53 分 15 秒 補助点 (イ) 点一 (A) 点から 43 度 30 分の方向 2,315 メートルの地点 (ロ) 点一 (イ) 点から 93 度 30 分の方向と水際線との交点 (ハ) 点一 (A) 点から 105 度 40 分の方向と水際線との交点 以上の (ロ)、(イ)、(A)、(ハ) 点を順次結んだ直線と水際線により囲まれた区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域及び仙台空港の敷地を除いた地域

※ 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定に関する告示 (①仙台空港)：昭和 49 年 12 月 27 日宮城県告示第 1317 号

※ 平成 25 年 3 月 29 日宮城県告示第 264 号

④新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	環境庁告示	宮城県告示	基準値
I	主として住居の用に供される地域	沿線区域のうち 低層住居専用地域 (第 1 種・第 2 種) 中高層住居専用地域 (第 1 種・第 2 種) 住居地域 (第 1 種・第 2 種) 準住居地域 その他別表 (略) に掲げる地域	70 デシベル以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	沿線区域のうち 近隣商業地域、商業地域 準工業地域及び工業地域 その他別表 (略) に掲げる地域	75 デシベル以下

注：対象となる沿線区域は東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ 300m 以内の区域。

※ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について：昭和 50 年 7 月 29 日 環境庁告示第 46 号 (最終改正 平 12 環告 78)

※ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定に関する告示：昭和 52 年 5 月 20 日 宮城県告示第 387 号

⑤自動車騒音に係る要請限度

○基準値

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
1	A 区域及び B 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	A 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	B 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
特例	上表の区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1：車線とは 1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

注 2：幹線交通を担う道路とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道 (4 車線以上の区間に限る)、自動車専用道路をいう。

○地域の類型区分

地域の類型	環境省令	名取市告示
A区域	専ら住居の用に供される区域	低層住居専用地域（第1種・第2種） 中高層住居専用地域（第1種・第2種）
B区域	主として住居の用に供される区域	住居地域（第1種・第2種） 準住居地域
C区域	相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される区域	近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域

※ 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令：平成12年3月2日 総理府令第15号(最終改正 平成23年11月30日環境省令第32号)

※ 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を総理府令の区域の区分：平成24年3月30日 名取市告示第102号

⑥騒音規制法及び県公害防止条例に基づく特定施設と規制基準

○特定施設

番号	施設の種類の種類	規模又は能力
1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
	(4) 液圧プレス（矯正プレスを除く）	
	(5) 機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のもの
	(6) せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
	(7) 鍛造機	
	(8) ワイヤフォーミングマシン	
	(9) プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のもの を除く。）	
	(10) タンブラー	
(11) 切断機（といしを用いるものに限る。）		
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの
(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの	
6	穀物用製粉機（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
7	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) ドラムパーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
	(3) 碎木機	
	(4) 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
	(5) 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
(6) かんな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	
8	抄紙機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造型機（ジヨルト式のものに限る。）	
12	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）及びガソリンエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）	出力が3.75kW以上のもの
13	クーリングタワー	電動機の定格出力が0.75kW以上のもの

番号	施設の種類	規模又は能力
14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり15リットル以上のもの
15	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)動力打綿機	
	(2)動力混打綿機	
16	コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機	
	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)ニューマチックハンマー	
17	(2)製てい機	
	(3)製びょう機	
	(4)打抜機	電動機の定格出力が2.25kW以上のもの
	(5)研削機	電動機の定格出力が1.5kW以上のもの
18	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)切断機	
	(2)せん孔機	
	(3)研磨機	

注1：都市計画法に定める用途地域の工業専用地域以外の地域において、番号1～11までの特定施設は騒音規制法の対象施設、番号12～18までの特定施設は県条例の対象施設。

注2：都市計画法に定める用途地域以外の地域において、番号1～18までの特定施設は県条例の対象施設。

※ 騒音規制法施行令：昭和43年11月27日 政令第324号(最終改正 平成23年11月28日政令364号)

※ 公害防止条例施行規則：平成7年9月27日 宮城県規則第79号

○規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第1種区域	低層住居専用地域 (第1種・第2種) 文教地区	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	中高層住居専用地域 (第1種・第2種) 住居地域 (第1種・第2種), 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域 商業地域、準工業地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

注1：学校(幼稚園を含む)、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、それぞれ上欄に定める値から5デシベル減じた値とする。

注2：県公害防止条例に基づく規制基準では、騒音規制法に基づく規制基準の表中第2種区域欄に無指定地域を適用。

※ 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準：昭和43年11月27日 厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号(最終改正 平成18年9月29日 環境省告示第132号)

※ 騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定：平成24年3月30日 名取市告示第100号

⑦騒音規制法に基づく特定建設作業と規制基準等

○特定建設作業

作業の種類	
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業

※ 騒音規制法施行令：昭和43年11月27日 政令第324号(最終改正 平成23年11月28日政令364号)

○規制基準等

	規制基準値	作業時間	1日の延作業時間	連続作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	85 デシベル	7:00～19:00	10 時間以内	6 日以内	禁止
2号区域		6:00～22:00	14 時間以内		
適用除外		<ul style="list-style-type: none"> ・災害その他非常事態により緊急に行う必要があるもの ・生命又は身体に対する危険を防止するためのもの 等 			

注：地域の類型区分は下記のとおり。

地域類型	厚生省・建設省告示	名取市告示
1号区域	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域 ・学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法に基づく地域指定に関する告示に掲げられた第一種区域、第二種区域及び第三種区域 ・騒音規制法に基づく地域指定に関する告示に掲げられた第四種区域（工業地域）のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地境界線から80mまでの区域
2号区域	1号区域以外の区域	

※ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準：昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号(最終改正 平成12年3月28日 環境庁告示第16号)

※ 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る区域指定：平成24年3月30日 名取市告示第101号

⑧飲食店営業等に係る深夜営業騒音の規制基準

区域の区分		許容限度	規制の時間
第1種区域	低層住居専用地域（第1種・第2種）、文教地区	40 デシベル	午後10時～翌日午前6時
第2種区域	中高層住居専用地域（第1種・第2種） 住居地域（第1種・第2種）、準住居地域	45 デシベル	
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	50 デシベル	
第4種区域	工業地域	55 デシベル	

注1：第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の地域内の学校（幼稚園を含む）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、同表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

注2：都市計画法に定める用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第2種区域の基準を適用する。

※ 公害防止条例：昭和46年3月18日条例第12号

※ 公害防止条例施行規則：平成7年9月27日 宮城県規則第79号

⑨飲食店営業等を営むものが深夜において使用を禁止される音響機器

音響機器の種類	使用が禁止される時間
(1)カラオケ装置（伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう） (2)有線放送受信機 (3)コンパクトディスク・プレーヤー、レコード・プレーヤー及び録画盤の再生装置 (4)録音再生装置（映像の再生を伴うものを含む） (5)拡声装置（マイクロホン、増幅器及びラウドスピーカーを組み合わせ、人声等を拡大する装置をいう） (6)楽器	午後11時～翌日午前6時

注1：音響機器から発生する音が外部に漏れない営業所については使用してもよい。

注2：規制区域は、工業専用地域以外の区域とする。

※ 公害防止条例：昭和46年3月18日条例第12号

※ 公害防止条例施行規則：平成7年9月27日 宮城県規則第79号

⑩拡声機の使用基準

使用種別	店頭又は街頭に設置して 使用する場合	自動車に設置して 使用する場合	航空機に設置して 使用する場合
音量基準	70 デシベル以下 (地上1.2mの高さ)	75 デシベル以下 (拡声機の正面1mの位置)	65 デシベル以下 (地上1.2mの高さ)
使用時間	午前8時から午後7時		午前10時から午後3時
使用間隔	1回10分以内、次回使用まで10分以上の休止		—
設置禁止	総幅員10m未満の道路	—	—
使用禁止	学校（幼稚園を含む。）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲100m区域内		—
その他	地上5m以上での使用は、拡声機の延長が10m以内の広場又は道路に落ちるようにし、その位置は拡声機の直下10m以内	総幅員6.5m未満の道路上での使用は1地点において5分まで	—

※ 公害防止条例施行規則：平成7年9月27日 宮城県規則第79号

(2) 振動

① 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	県告示	時間の区分	
		昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第一種区域	低層住居専用地域 (第1種・第2種) 中高層住居専用地域 (第1種・第2種) 住居地域 (第1種・第2種)、準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	70 デシベル	65 デシベル

※ 振動規制法施行規則：昭和51年11月10日 総理府令第58号(最終改正 平成23年11月30日 環境省令32号)

※ 道路交通振動規制の区域及び時間：平成24年3月30日 名取市告示第105号

② 振動規制法及び県公害防止条例に基づく特定施設と規制基準

○ 特定施設

番号	施設の種類の種類	規模又は能力
1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 液圧プレス (矯正プレスを除く)	
	(2) 機械プレス	
	(3) せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のもの
	(4) 鍛造機	
	(5) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のもの
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
4	織機	原動機を用いるもの
5	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの
	(2) コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの
6	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) ドラムバーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機を除く)	原動機の定格出力が30kW以上のもの
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型造型機 (ジョルト式のものに限る。)	
11	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン (ロール式のものに限る。)	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
12	ディーゼルエンジン (専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。)	定格出力が10kW以上のもの
13	冷凍機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの

注1：都市計画法に定める用途地域の工業専用地域以外の地域において、番号1～10までの特定施設は振動規制法の対象施設、番号11から13までの特定施設は県条例の対象施設。

注2：都市計画法に定める用途地域以外の地域において、番号1～13までの特定施設は県条例の対象施設。

※ 振動規制法施行令：昭和51年10月22日 政令第280号(最終改正 平成23年11月28日 政令364号)

※ 公害防止条例施行規則：平成7年9月27日 宮城県規則第79号

○規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1種区域	低層住居専用地域 (第1種・第2種) 中高層住居専用地域 (第1種・第2種) 住居地域 (第1種・第2種)、準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	65 デシベル	60 デシベル

注1：学校（幼稚園を含む）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内における基準は、それぞれ上欄に定める値から 5 デシベル減じた値とする。

注2：振動規制法に基づく規制基準の表中第1種区域欄に無指定地域を適用する。

※ 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準：昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示第 90 号

※ 振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定：平成 24 年 3 月 30 日 名取市告示第 103 号

③振動規制法に基づく特定建設作業と規制基準等

○特定建設作業

	作業の種類
1	くい打機（もんけんを及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）

※ 振動規制法施行令：昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号(最終改正 平成 23 年 11 月 28 日 政令 364 号)

○規制基準等

	規制基準値	作業時間	1日の延 作業時間	連続作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	75 デシベル	7:00～19:00	10時間以内	6日以内	禁止
2号区域		6:00～22:00	14時間以内		
適用除外		<ul style="list-style-type: none"> ・災害その他非常事態により緊急に行う必要があるもの ・生命又は身体に対する危険を防止するためのもの 等 			

注：地域の類型区分は下記のとおり

地域類型	総理府令	名取市告示
1号区域	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域 ・上記地域のうち、学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m 以内の区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく用途地域のうち工業地域以外の地域 ・工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地境界線から 80m までの区域
2号区域	1号区域以外の区域	
	指定なし	

※ 振動規制法施行規則：昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号(最終改正 平成 23 年 11 月 30 日 環境省令 32 号)

※ 振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定：平成 24 年 3 月 30 日 名取市告示第 104 号

④新幹線鉄道振動に係る勧告

1 指針	(1)新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。 (2)病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。
2 測定方法等	
3 指針達成のための方策	

※ 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）：昭和51年3月12日 環大特32号

(3)悪臭

①臭気指数の目安

臭気指数 10（希釈倍率 10 倍）	梅の花の香り
臭気指数 20（希釈倍率 100 倍）	手持ちの花火をしているとき
臭気指数 30（希釈倍率 1,000 倍）	ガソリンを給油する時

（出典：社団法人におい・かおり環境協会）

②悪臭防止法による規制基準等

規制地域	都市計画法に基づく用途地域		
規制対象	指定地域内の全事業場		
規制基準	悪臭防止法第4条第2項第1号 （敷地境界線）	悪臭防止法第4条第2項第2号 （排出口）	悪臭防止法第4条第2項第3号 （排水水）
	臭気指数 15	悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数 31
測定方法	三点比較式臭袋法 3個の臭い袋を用意し、2個には無臭の、1個には採取した空気を入れてパネル（臭気の有無を判定する人）により臭気の有無を判定する方法		

※ 平成15年10月より嗅覚測定法による規制手法を導入。

※ 悪臭防止法：昭和46年6月1日法律第91号（最終改正 平成23年12月14日法律第122号）

※ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準：平成24年3月30日 名取市告示第106号。

③県公害防止条例に基づく規制基準等

規制地域	悪臭防止法で規制する地域以外の地域		
特定施設	1	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの（原料として、魚腸骨、鳥獣骨、フェザー又はこれらのソリュブルを使用するものに限り） (1)原料置場 (2)原料処理加工施設 (3)真空濃縮施設 (4)乾燥施設 (5)脱臭施設	
	2	有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの（1の項に掲げるものを除く） (1)原料置場 (2)原料処理加工施設 (3)強制発酵施設 (4)乾燥施設 (5)脱臭施設	
規制基準	悪臭防止法と同じ		
測定方法	三点比較式臭袋法		

※ 公害防止条例施行規則：平成7年9月27日 宮城県規則第79号

④県悪臭公害防止対策要綱に基づく規制基準等

規制地域	市内全域
規制対象	(1)農業 (2)建設業 (3)製造業 (4)卸売業・小売業 (5)電気・ガス・水道・熱供給業 (6)サービス業
基準	敷地境界線上で臭気強度 1.8
測定方法	三点比較式臭気採点法

※ 宮城県悪臭公害防止対策要綱：平成5年4月1日改正

(4) 大気汚染

① 大気の汚染に係る環境基準

物質	基準値
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
PM2.5	1 年平均値 15 μg/m ³ 以下かつ 1 日平均値 35 μg/m ³ 以下であること

※ 大気の汚染に係る環境基準について：昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号

※ 二酸化窒素に係る環境基準について：昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号

※ PM2.5 に係る環境基準について：平成 21 年 9 月設定。なお、環境基準とは別に注意喚起のための暫定的な指針がある。

② 光化学オキシダント緊急時発令および PM2.5 基準

○ 光化学オキシダント警報等発令基準

区分	基準	発令期間	
発令	予報	地域の濃度が 1 時間値 0.12ppm 以上になることが予想され、かつこの状態が気象状況からみて継続が予想される時。	4 月 15 日～9 月 30 日 当日予報：午前 11 時まで 翌日予報：午後 6 時まで
	注意報	1 基準点において時間値 0.12ppm 以上になることが予想され、かつ気象条件からみて継続が予想される時。	随時
	警報	1 基準点において時間値 0.24ppm 以上になることが予想され、かつ気象条件からみて継続が予想される時。	
	重大警報	1 基準点において時間値 0.4ppm 以上になることが予想され、かつ気象条件からみて継続が予想される時。	
解除	汚染物質の濃度の 1 時間値が、発令された地域の全ての基準観測点において発令基準未満の状態となり、括気象条件からみて再び発令基準値を上回るおそれがないと予想され又は認められる時。		

※ 宮城県大気汚染緊急時対策実施要綱（昭和 51 年 6 月 12 日施行 最終改正 令和 3 年）

※ 発令対象地域：名取市は岩沼市、亘理町、山元町の一帯で「岩沼」区分に属します。

○ PM2.5 高濃度時の注意喚起のための暫定的な指針（国）

レベル	暫定的な指針となる値	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値	
			午前中の早めの時間で判断	午後からの活動に備えた判断
	日平均値 (μg/m ³)		5 時～7 時	5 時～12 時
			1 時間値 (μg/m ³)	
II	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動を出来るだけ減らす。(高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが求められる)	85 超	80 超
I (環境基準)	70 以下 35 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する。	85 以下	80 以下

※ 平成 25 年 2 月 「最近の微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染への対応」 (平成 25 年 11 月一部運用改善)

※ 環境基準の短期基準は日平均値 35 μg/m³あり、日平均値の年間 98%タイル値 (低い方から並べて 98%に該当する値) で評価

注 1：高感受性者とは、呼吸器系や循環器系疾患のある人や小児、高齢者等

注 2：1 時間値は、暫定的な指針となる値である日平均値を一日の早めの時間で判断するための値。

注 3：注意判断に用いる値は暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値。

○PM2.5 高濃度時の対応（宮城県）

区分	基準	
発令	・ 下のどちらかの条件を満たした場合（日平均値が 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがある場合）	
	以下の a) と b) の両方を満たす場合 a) 一般環境大気測定局の午前 5 時～午前 7 時の 1 時間値の平均値のうち、2 番目に大きい値の測定局の平均値が 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える。 b) 午前 8 時の 1 時間値が 50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える。	午前 5 時～正午の 1 時間値の平均値が最大値で 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える。
解除	・ 注意喚起の判断基準を超過した全ての一般環境大気測定局の 1 時間値が、午後 5 時まで 2 時間連続して 50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善された場合。 ・ 発令された日の 24 時を過ぎた場合（自動解除）	
測定局	一般環境大気測定局 4 局 宮城県等設置 白石、石巻、大和、国設笹岳 仙台市設置 岩切、榴岡、長町、中山、中野、七郷、山田、七北田、広瀬	

平成 27 年 4 月 1 日施行「PM2.5 高濃度時の宮城県における当面の対応について」

※ 平成 26 年 7 月 14 日から宮城局は広瀬局に名称変更されている。（測定場所は同じ）

（5）水質汚濁

①水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準（地下水にも適用）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素 (As)	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PBC	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
塩化ビニルモノマー (地下水のみ)	0.002mg/L 以下	シス-1, 2-ジクロロエチレン (公共用水域のみ)	0.04mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン (地下水のみ)	0.04mg/L 以下		

注 1：基準値は年間平均値とする。ただし全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2：「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

※ 水質汚濁に係る環境基準について：昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号(最終改正令和 3 年環境省告示第 62 号)

※ 地下水の水質汚濁に係る環境基準：平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号(最終改正令和 2 年環境省告示第 35 号)

○要監視項目及び指針値

要監視項目とは、人の健康の保護に関連する物質であるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とはせず、引続き知見の集積に努めるべきと判断されるものをいう。

平成 5 年 3 月に設定された後、平成 11 年 2 月、平成 16 年 3 月、平成 21 年 11 月及び令和 2 年 5 月に改正が行われ、現在公共用水域では 27 項目、地下水では 25 項目が設定されています。

項目	基準値	項目	基準値
クロロホルム	0.06mg/L以下	E P N	0.006mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン (公共用水域のみ)	0.04mg/L以下	ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	クロロニトロフェン (CNP)	-
ダイアジノン	0.005mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
オキシシン銅	0.04mg/L以下	ニッケル	-
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー (公共用水域のみ)	0.002mg/L以下	全マンガ	0.2mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
		ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 mg/L以下 (暫定)

※ 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について：平成5年4月28日公布環水規121号

※ 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)：令和2年5月28日公布 環水大発第2005281号 環水大土発第2005282号

○生活環境の保全に関する環境基準 (抜粋)

【河川 (湖沼を除く)】

ア (生活環境の保全に関する環境基準) ※ 類型D、類型Eの基準値は省略した。

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-

注1：基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる)。

注2：農業用利水点については、pH6.0以上7.5以下、DO5mg/L以上とする (湖沼もこれに準じる)。

注3：利用目的の適応性内容は下記のとおり。

- ・自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- ・水道1～3級：ろ過等 (1級)、沈殿ろ過等 (2級)、前処理等 (3級) の浄水操作を行うもの
- ・水産1～3級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域 (1級)、サケ科魚類、アユ等貧腐水性水域 (2級)、コイ、フナ等、β-中腐水性水域 (3級) の水産生物用。・工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

注4：市内水域の類型区分は次のとおり

水域の名称	水域の範囲	該当類型	基準点
名取市内水域	増田川上流 (樽水ダム流出口より上流)	A	樽水ダム流入地点
	増田川中流 (樽水ダム流入口から小山橋まで)	B	小山橋
	増田川下流 (小山橋より下流)	C	毘沙門橋
	下堀用水路全域	C	境橋
	川内沢川全域 (流入する支川を含む)	B	筋違橋

イ（水生生物の保全に関する環境基準）※生物特A、生物B、生物特Bは省略した。

	水生生物の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下

注：市内水域の類型区分は下記のとおり。

水域の名称	水域の範囲	該当類型
名取川水域	名取川全域（流入する支川を含む）	生物A

- ※ 水質汚濁に係る環境基準について：昭和46年12月28日 環境庁告示第59号（最終改正 平成25年環境省告示第30号）
- ※ 環境基準の水域類型指定に関する告示：昭和47年4月28日 宮城県告示第373号（改正 平成17年宮城県告示第1019号）
- ※ 環境基準の水域類型指定に関する告示：平成4年4月1日 宮城県告示第439号 平成23年8月5日 宮城県告示第565号

【湖沼（天然湖沼及び貯水量1000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）】

※ 類型B、類型Cは省略した。

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下

注1：水産1級、2級及び3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値を適用しない。

注2：利用目的の適応性の内容は河川と同じ。

注3：市内水域の類型区分は下記のとおり。

水域の名称	水域の範囲	該当類型	基準点
樽水ダム	樽水ダム全域	A	樽水ダム出口

- ※ 水質汚濁に係る環境基準について：昭和46年12月28日 環境庁告示第59号（最終改正 平成25年環境省告示第30号）
- ※ 環境基準の水域類型指定に関する告示：昭和47年4月28日 宮城県告示第373号

【海域】

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

注1：自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。

注2：利用目的適応性の内容は下記のとおり。

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
3. 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)。において不快感を生じない限度

注3：市内水域の類型区分は下記のとおり。

水域の名称		水域の範囲	類型	基準点
二の倉地先海域	二の倉地先海域(丙)	名取川右岸と阿武隈川左岸に囲まれた陸岸の地先海域で二の倉地先海域(甲)及び二の倉地先海域(乙)に係る部分を除いたもの	A	岩沼市特別都市下水路巨岸2,500m
	二の倉地先海域(乙)	岩沼市特別都市下水路排出口から半径2,000mの円内に囲まれた海域と岩沼市特別都市下水路排出口を中心として南北5,000mの点より沖合1,000mの点を結んだ陸岸に囲まれた海域で二の倉地先海域(甲)に係る部分を除いたもの	B	岩沼市特別都市下水路巨岸1,500m
	二の倉地先海域(甲)	岩沼市特別都市下水路排出口から半径1,000mの円内に囲まれた海域と岩沼市特別都市下水路排出口を中心として南北4,000mの点より沖合500mの点を結んだ陸岸に囲まれた海域	C	岩沼市特別都市下水路巨岸500m

※ 水質汚濁に係る環境基準について：昭和46年12月28日 環境庁告示第59号(最終改正 平成25年環境省告示第30号)

※ 環境基準の水域類型指定に関する告示：昭和47年4月28日 宮城県告示第373号(最終改正 平成18年告示第274号)

(6) レッドブック・レッドリストカテゴリー区分

カテゴリー及び基本概念	要件	具体例 (環境省版)	具体例 (宮城県版)
絶滅 (EX : Extinct) すでに絶滅したと考えられる種	過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下を含め、既に絶滅したと考えられる種。	ニホンカワウソ チョウザメ	ニホンオオカミ ニホンカワウソ
野生絶滅 (EW : Extinct in the Wild) 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の外側で野生化した状態でのみ存続している種	過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態では存続しているが、本来の生息地ではすでに絶滅したと考えられる種。	トキ クニマス	デンジソウ
絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN : Critically Endangered+Endangered) 絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの	次のいずれかに該当する種 ①既知の全ての個体群で、機能的水準にまで減少している。 ②既知の全ての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知の全ての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれがある別種が侵入している。	絶滅危惧ⅠA類 (CR: Critically Endangered) ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	ウズラ クマタカ タナゴ モリアブラコウ モリ
		絶滅危惧ⅠB類 (EN: Endangered) IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。	
絶滅危惧Ⅱ類 (VU : Vulnerable) 絶滅の危険が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの	次のいずれかに該当する種 ①大部分の個体群で、個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地で、生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕食・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。	ゼニガタアザ ラシ ゲンゴロウ ハマグリ(食用のハマグリ の多くは別種) メダカ タガメ	サシバ エゾウグイ ヒナコウモリ スナガニ
準絶滅危惧種 (NT: Near Threatened) 存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によって「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの	生息状況の推移からみて、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 a) 個体数が減少している b) 生息条件が悪化している c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている d) 交雑可能な別種が侵入している	トド マガン ニホンイシガ メ トノサマガ エル	チュウヒ ハイタカ ミナミメダカ ホトケドジョウ ヤマネ
情報不足 (DD : Data Deficient) 評価するだけの情報が不足している種	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧種のカテゴリーに移行しうる属性(具体的には次の属性)を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報を得られていない種。 a) どの生息地においても生息密度が低く希少である b) 生息地が局限されている c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する(分布域がごく限られた固有種等) d) 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている	ドジョウ ニホンスッポ ン	ツミ ニホンスッポ ン ニホンイシガ メ
絶滅のおそれがある地域個体群 (LP: Threatened Local Population) 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	次のいずれかに該当する地域個体群 ①生息状況、学術的価値の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルでみた場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。 ②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。	東北地方のエ ゾウグイ 東北地方のハ ナカジカ 金華山のホン ドザル	クロサンショウ オ アカハライモ リ
要注目種【宮城県独自の区分】 現時点で普通に見られるものの、特徴ある生息・生育状況等により注目すべき種	現時点では普通に見られるため、「絶滅のおそれがある地域個体群」には含まれないが、隔離分布種、分布北限・南限種、基準産地種、その他に該当するため、疎の生息・生育状況に注目すべき種		カモシカ ハクガン チゴハヤブサ コミミズク

VIII 用語の説明

(あ)

悪臭物質

特有のにおいをもつ化合物は 40 万種以上あるが、悪臭防止法では、現在、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の 22 物質が指定されている。

アスベスト

天然の繊維状けい酸塩鉱物の総称。「いしわた」「せきめん」ともいう。軽い綿状の性質があるため、断熱材・耐火材・電気絶縁材などに使われた。一方容易に飛散するため、WHO は肺線維症(じん肺)、悪性中皮腫の原因となるといわれ、肺がんを起こす可能性を指摘している。日本国内では平成 16 年より全石綿が原則使用禁止となっている。なお大気汚染防止法で石綿は特定粉じん指定されている。

(い)

EC

電気伝導率のこと。電気伝導率とは物質中の電気の流れやすさを表す指標。単位は S/m
雨水の汚染度をあらわすのに pH と並び重要な指標。EC が大きいとその分イオンが多いため汚染物質が多いと判断される。

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄と酸化物の総称。二酸化硫黄 (SO₂ 亜硫酸ガス) や三酸化硫黄 (SO₃) などがある。石油や石炭等の硫黄分を含む燃料が燃える際などに発生する。大気汚染や酸性雨の原因物質の一つ。

一酸化炭素 (CO)

炭素化合物の不完全燃焼により生成する、無色無臭の極めて有毒な気体。環境中の主な排出源は自動車の排出ガス。喫煙中のタバコからも発生する。人体に入ると血液中のヘモグロビンと結合して酸素の輸送能力を減少させ、酸素欠乏状態を起こす。

一酸化窒素 (NO)

高温で空気中の窒素と酸素が反応してできた化合物。窒素酸化物の 1 つ。無色・無臭の気体で、ボイラーやエンジンで燃料等を燃焼させると発生する。空気中の酸素と反応して二酸化窒素になる。なお一酸化窒素に環境基準は設定されていないが、二酸化窒素には環境基準が設定されている。

(え)

SPM (Suspended Particulate Matter : 浮遊粒子状物質)

大気中に浮遊している微細な粒子のうち粒径 10 μm (1 μm = 0.001mm) 以下のもののこと。発生原因は、物の燃焼などによって直接粒子が発生する場合と硫黄酸化物等のガス状大気汚染物質が環境大気中の化学反応で粒子になった場合がある。主な発生源はばい煙発生施設、粉じん発生施設の他、自動車、船舶、航空機。さらに火山等の自然発生するものもある。呼吸器系の各部位に沈着し健康に影響を及ぼす。

なお、SPM のうち粒径が 2.5 μm 以下のものを PM2.5 という。

NO₂/ (NO+NO₂)

大気中の窒素酸化物 (NO_x = NO + NO₂) の濃度に占める二酸化窒素 (NO₂) の濃度の比率を表したもの。
工場や自動車などの発生源から大気中に窒素酸化物が排出される時点では NO_x の大半は一酸化窒素 (NO) が占めているが、発生源から排出された一酸化窒素は大気中を移動する過程で、大気中の酸素により酸化され二酸化窒素 (NO₂) に変化する。このためこの比率が小さいほど、測定場所と窒素酸化物の排出源が近いことを意味する。

LED (Light Emitting Diode : 発光ダイオード)

順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。従来から使われている蛍光灯や白熱電球等に比べると、消費電力や光源からの発熱が少なく長寿命である。平成 26 年、青色発光ダイオードの発明した日本の研究者 3 人がノーベル物理学賞に選ばれた。

L_{den} (エルデン)

航空機騒音を評価する値。時間帯補正等価騒音レベルともいう。平成 25 年 4 月 1 日、従来の W E C P N L から L_{den} に変更された。単位はデシベル (dB)。

L_{den} は 1 日の間に観測された航空機騒音の単発暴露騒音レベル (単発的に発生する騒音の「聞こえ始めから聞こえ終わり」までのエネルギーの合計) を時間帯別に補正した後にエネルギー加算し、観測時間 (1 日 = 86,400 秒) で平均してレベル表示した値。

(お)

オゾン層

紫外線による光化学反応で、成層圏 (地上から 10~50km) に達した酸素 (O₂) がオゾン (O₃) に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層のこと。太陽光に含まれる有害な紫外線はオゾン層で吸収される。しかし、フロンなどの化学物質の影響でオゾン層が減少している。特に極地上空で春先にオゾンホール (オゾン濃度が極端に減った状態) が観測されている。地球全体のオゾンの量は 1990 年代後半からわずかな増加傾向がみられるが、南極域で 1960 年代のオゾンレベルに戻るのには 21 世紀末になると予測されている。

温室効果 (Greenhouse Effect)

地球は太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地表面からは熱が放出される。その熱をガスが吸収することで、大気が暖められる。この現象を温室効果といい、ガスを温室効果ガスという。

近年大気中の二酸化炭素の濃度が急速に増加したことで温室効果がこれまでよりも強くなり、地表面の温度が上昇している。これを「地球温暖化」という。

大気による温室効果の寄与率は、水蒸気 6 割、二酸化炭素 3 割、その他 1 割である。地球が温暖化することで、水蒸気量が増える、さらに温暖化が促進されることが懸念されている。

温室効果ガス (GHG: Greenhouse Gas)

温室効果をもたらす気体。気候変動枠組条約では、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素 (一酸化二窒素)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の 7 つを指す。メタンは工業のほか、水田や畜産から排出される。HFC は冷媒に、PFC は半導体のエッチングガス、六フッ化硫黄は絶縁材として使用されている。また、三フッ化窒素は半導体の製造プロセスで使用されている。

温室効果係数 (温室効果の程度を表す数値) は二酸化炭素を 1 とすると、メタンで 25、一酸化二窒素で 273、HFC、PFC で数百~1 万程度、六フッ化硫黄、三フッ化窒素で 23,500 である。なお、モントリオール議定書 (オゾン層を破壊する物質を規制する) で生産・消費が規制されている CFC や HCFC の温室効果係数は数千~数万である。

(か)

カーボンオフセット

日常生活や生産活動によって避けることのできない二酸化炭素などの温室効果ガスの排出について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等 (クレジット) の購入することや、他の場所で実現した排出削減・吸収を実現する活動等の実施により、排出される温室効果ガスの全部または一部を埋め合わせる (オフセット) こと。

このうち、排出量の全量をオフセットすることを「カーボンニュートラル」といい、排出量よりオフセット量が多い状態を「カーボンポジティブ、カーボンマイナス」という。

化学的酸素要求量 (COD: Chemical Oxygen Demand)

海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量 (mg/L) で表したもの。数値が大きいほど水質の悪化が進んでいることを示す。

合併処理浄化槽

し尿等の生活排水を、微生物の働きなどを利用して浄化する施設のことを浄化槽といい、し尿だけを浄化する単独処理浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、洗たくなどの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。平成12年6月の浄化槽法改正及び建築基準法施行令改正により、新たに設置される浄化槽はすべて合併処理浄化槽となっている。

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音・振動に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められているもの。

(き)

規制基準

排出基準、排水基準、燃料基準などの総称。法律や条例に基づいて、事業者等が遵守しなければならない基準として設定されているもの。

京都議定書

地球温暖化を防止するため、二酸化炭素など6種類の温室効果ガス（GHG）の排出削減を法的に義務付けるよう求めた国際協定。平成9年12月に京都市で開かれた「第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）」で採択された。先進国のGHG排出量について法的拘束力のある数値目標が設定されており、平成20年から平成24年の5年間に、平成2年（一部ガスは平成7年を選択できる）比で日本は6%の削減が義務付けられている。

平成26年7月に地球温暖化対策推進本部は、日本はこの5か年平均の総排出量は12億7800万トン（基準年度比+1.4%）だが、森林等吸収量や京都メカニズムクレジットを加味すると基準年度比-8.4%で京都議定書の目標を達成している。と発表した。

(け)

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目。環境中の濃度については、「人の健康の保護に関する環境基準」が設けられており、すべての公共用水域に適用される。健康項目については、現在、カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬など27項目が設定されている。また、要監視項目としてクロロホルム等27項目を位置付けている。

(こ)

公害

環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この7公害を通常「典型七公害」と呼んでいる。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、紫外線により光化学反応を起こし、生成される酸化性物質群のこと。中でも主要な物質がオゾンとパーオキシアセチルナイトレートであり、いずれも人及び植物に有害。

公共下水道

下水道法による下水道の種別の一つ。「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水処理の相当部分が暗渠である構造のものをいう。」と定義されている。

公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）」と定義されている。処理場のない下水道は公共用水域となる。

コンポスト

生ごみや下水汚泥、家畜ふん尿などの有機物質を原料として、微生物の働きによって作られる堆肥のこと。

(さ)

最終処分場

最終処分とは、廃棄物を自然環境に還元することであり、これには陸上埋立処分、水面埋立処分がある。最終処分場とは、一般廃棄物及び産業廃棄物を最終処分するのに必要な場所、設備の総体をさす。産業廃棄物の最終処分場には、廃棄物の性状に応じて安定型（廃プラスチック類等）、管理型（汚泥等）、遮断型（有害物質の溶出が埋立処分に係る判定基準を超える廃棄物）の3つのタイプがある。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物をさす。産業廃棄物は、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理すべきことが義務づけられている。

酸性雨

一般的には pH（水素イオン濃度）が 5.6 以下となった酸性の雨をいう。この基準は、大気中の二酸化炭素が水に溶けても pH5.6 を下回らないことから考えられた。しかし、例えば火山の周辺では自然由来の二酸化硫黄の影響でもともと酸性になっているため、地域ごとに酸性雨の基準を定める必要があり、先の定義が絶対的な物ではない。酸性雨には二酸化炭素以外の物質（硫黄酸化物や窒素酸化物）が溶けている。原因物質の排出源としては、工場や自動車からの排出ガスなどがあげられる。なお酸性の雪は酸性雪、酸性の霧は酸性霧と呼ばれる。

三点比較式臭袋法

平成 7 年（1995 年）の悪臭防止法により臭気指数での悪臭規制制度が導入された際に、同法に根拠を持つ測定法として導入された判別法。3 つの臭袋を用意し、そのうち 2 つに無臭の空気を、1 つに測定する空気を入れ、パネル（判定者）により臭気の有無を判定する。測定する空気を異なる濃度で希釈して判定することにより、臭気濃度を計量する方法。

残留騒音

ある地点の全ての騒音から、音源を特定できる騒音を除いた残りの騒音のこと。都市部においては、都市全体を覆う遠方の道路交通騒音などが主な騒音源と考えられる。

(し)

COD (Chemical Oxygen Demand) → 「化学的酸素要求量」参照

自然環境保全地域

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定した地域。

指標生物

環境状況を判断するために利用される生物のこと。水質の汚染度を判断する際に、そこに住む水生生物を観察することで判断する例が有名。

臭気強度

- ヒトの嗅覚を数値化した指標の 1 つ。一般に用いられる「六段階臭気強度表示法」では、
- ・臭気強度 0 では、臭いを感知しない。
 - ・臭気強度 1 では、臭いを感知できる（パネルメンバーの半分以上が臭いを感知する）。
 - ・臭気強度 2 では、何の臭いか感知できる。臭気強度 3 では、楽に感知できる臭い。
 - ・臭気強度 4 では、強いにおい。臭気強度 5 では、強烈な臭い。
- としている。宮城県悪臭公害対策要綱では、規制基準を敷地境界上で 1.8 としている。

循環型社会

循環型社会基本法では①製品等が廃棄物等なることを抑制し、②排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、③最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減された社会」と規定している。

循環型社会基本法

平成12年6月に公布された法律。循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する基本となる事項などを規定している。

(す)

水域

水面上である区域を定めて言うときに使われる用語。湖沼や海岸に設けられる。

水準測量

水準儀（レベル）と標尺（スタッフ）を用いて、2地点間の比高を直接求める方法で、定量的かつ面的に地域の地盤変動量をとらえることができる。地盤沈下調査には高い測量精度が要求される。

水素イオン濃度（pH）

酸性、アルカリ性を示す指標で、7.0が中性、これより数値が小さくなる程強い酸性を示し、数値が大きくなる程強いアルカリ性を示す。ペーハー、ピーエッチと略称する。

(せ)

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして定められた項目。環境中の濃度については、「生活環境の保全に関する環境基準」が設けられており、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、溶存酸素量（DO）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数などについて定められている。環境基準は、河川、湖沼、海域別に水道、水産、農業用水、工業用水などの利用目的に応じた水域類型を設け、各々の水域類型ごとに定められている。

生活排水

水質汚濁防止法では「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排出水を除く）」と定義している。なお生活排水のうち、し尿を除くものを「生活雑排水」という。

生態系

生物群集（植物群集と動物群集）およびそれらを取り巻く自然界の物理的・化学的環境要因が統合された系をいう。

生物化学的酸素要求量（BOD : Biochemical Oxygen Demand）

水質の汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚濁源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量（mg/L）で表したもの。数値が大きいくほど水質の悪化が進んでいることを示す。

生物多様性

生物多様性とは森林、河川、湿原、海洋といった多様なタイプの生態系がある「生態系の多様性」。このような生態系の中にいろいろな種類の生き物がある「種の多様性」。同じ種の中でも体の大きさや模様が異なったり、疾病への抵抗力が異なるなど遺伝的な差異がある「遺伝子の多様性」の3種の多様性のことをいう。

(そ)

騒音レベル

JISに規定される指示型の騒音計で測定して得られる値で、騒音の大きさを表す。一般には耳の感覚に似せた騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をdB(A)で表す。

(た)

ダイオキシン類

塩素と酸素を含む有機化合物の一種で、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、ポリ塩化ビフェニル (DL-PCB) を合わせた化学物質群の総称。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程で意図せざるものとして生成する。

大腸菌群数

大腸菌群数とは、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数はし尿汚染の指標として使われている。

大腸菌群数は、検水 1mL の個数 (正確には培養後のコロニー数) または、検水 100mL 中の最確数 (MPN) で表される。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level:加重等価平均感覚騒音レベル)

航空機 1 機ごとの騒音レベルに加え、機数や発生時間帯などを加味した航空機騒音に係る単位。平成 25 年 3 月までこの単位をもとに航空機騒音の環境基準が定められた。

(ち)

地下水位観測井

地下水位の変動を観測するため、井戸の水面にフロートを浮かべ地下水位を自動記録する装置。

窒素酸化物 (NO_x)

窒素と酸素の化合物の総称。主として重油やガソリン、石炭などの燃焼によって発生する一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO₂) などをいう。発生源は自動車、ボイラー、工場、家庭暖房など広範囲にわたっている。大気汚染や酸性雨の原因物質の一つ。

中間処理

廃棄物を無害化、安定化、減量化するために行う焼却、破碎、圧縮、脱水、中和、コンクリート固形化などの処理をいう。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護の見地から指定される地域。鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と知事が指定する県指定鳥獣保護区の 2 種類がある。環境大臣または知事は鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は生息地の保護上特に必要な区域を特別保護地区に指定することができる。鳥獣保護区内では狩猟が認められないほか、特別保護地区内では、一定の開発行為が規制される。

(て)

TEQ 値 (Toxic Equivalent:毒性等量)

ダイオキシン類の毒性を表す単位。ダイオキシン類はその構造によって、毒性の強さが異なる。そこで、最も毒性が強い 2, 3, 7, 8-TCDD の毒性を 1 として、他のダイオキシンの毒性を評価する。この評価量に量を掛けあわせて評価する。すなわちダイオキシンの毒性を 2, 3, 7, 8-TCDD の量に換算して評価する。

底質

湖沼、河川、海域の水底に溜まった土砂などの堆積物のこと。

dB (デシベル)

音・振動の強さを表す単位。

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに周波数ごとの聴感補正を加味して、dB または dB(A) で表示する。

また振動の大きさも、振動加速度をもとに dB 単位にして表示する。

典型 7 公害→「公害」参照

(と)

特定施設

騒音規制法では「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設」を、水質汚濁防止法では「人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設」を特定施設と定めている。大気汚染防止法では特定施設に相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設をあげている。

(な)

内分泌かく乱物質

内分泌かく乱作用をもつ化学物質のこと。内分泌かく乱作用とは、生体の複雑な機能調整のために重要な役割を果たしている内分泌（系）の働きに影響を与え、生体に障害や有害な影響を引き起こすことをいう。

ナノグラム (ng)

ナノ (n) は 10 億分の 1 を表す単位で、1ng は 1 g の 10 億分の 1 グラムのこと。ダイオキシン類は非常に低い濃度でも影響を与えるため、このような小さい単位を用いる。

(に)

二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄化合物が燃焼することで生成する気体。大気汚染物質として早くから問題となっている。刺激性が強く、呼吸機能に影響を及ぼす。また、大気中の水や酸素と反応することで酸性雨の原因になっている。

二酸化炭素 (CO₂)

炭素化合物の燃焼や生物の呼吸により生成される無色無臭の気体。炭酸ガスとも呼ばれる。現在の大気中には約 0.03% 含まれているが、化石燃料の大量消費等エネルギー起源による二酸化炭素の大量排出により、ここ数十年の間に大気中濃度が急速に高まっており、数ある環境問題の中でも最も根深く、かつ解決が困難な地球温暖化問題の原因となっている。

二酸化窒素 (NO₂)

一酸化窒素 (NO) と酸素の作用等により発生する赤褐色の刺激性の気体。比較的水に溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等を引き起こす。

(の)

農業集落排水処理施設

集落の散在する農村に適した污水处理システムとして、おおむね 1,000 人以下の規模で実施される、いわゆる農村下水道のこと。

農薬

農薬取締法では、「農作物等を害する病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」と定義されている。水道水水質基準や環境基準健康項目にも何種類か追加され、ゴルフ場農薬の一部については暫定指導指針値も定められている。農薬取締法では、農薬の登録検査制度、表示制度、販売や使用の規制等により、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図ることとされている。また、農薬による環境汚染を防止し国民の健康の保護と生活環境の保全を図る見地から、①農薬の登録を認めるかどうかの基準（農薬登録保留基準）が定められるとともに、②登録農薬のうち、定められた使用方法によらないで使用された場合にその残留性等により人畜等に被害を生ずるおそれのある農薬や相当広範な地域においてまとまって使用された場合に水産動植物の被害が発生しその被害が著しいものとなるか、公共用水域の水質の汚濁が生じその汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれのある農薬が指定され、その使用の規制が行われている。

ノルマル立方メートル (Nm³)

温度が 0°C で圧力が 1 気圧の状態に換算したガス量を表す単位。

(は)

ばい煙

大気汚染防止法では、①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第二条第一号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの、としている。

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であつて、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義されている。また、廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

バイオマス

木材や海藻、生ごみ、動物の死骸や排泄物、プランクトンなどの生物由来の有機物のこと。

バイオディーゼル燃料（BDF：Bio Diesel Fuel）

生物由来油（大豆油、菜種油や廃食油）を原料として製造するディーゼルエンジン用燃料。バイオマスエネルギーの1つで、カーボンニュートラルの性質を持つ。

メタノールと反応させメチルエステル化し、粘性と引火点を低くし、脂肪酸メチルエステルという軽油に良く似た性状に変えて、燃料にしたものをいう。なお、反応後には、副生産物として、グリセリンが発生する。

パワー平均

デシベル（音・振動の単位）の平均の取り方の一つ。騒音レベル、振動レベルということもある。

人の可聴音のエネルギーは12ケタ～13ケタとなる。また、人が感じる音・振動の大きさはエネルギーの対数にほぼ比例することから、基準エネルギーとの比を対数に変換したものをデシベルで表している。

そのため、幾つかの音・振動の平均を求める際にはデシベル数の算術平均（対象データを足しあわせデータ数で割る平均）ではなく、エネルギー値に直したものの平均をとる。これをパワー平均という。音・振動の分野で平均と言えば通常パワー平均を指す。例えば、Aデシベルの音とBデシベルの音の（パワー）平均は $10 \log_{10} (1/2 \times (10^{(A/10)} + 10^{(B/10)}))$ である。

(ひ)

BOD（Biochemical Oxygen Demand）→「生物化学的酸素要求量」参照

PCB(Polychlorinated biphenyl：ポリ塩化ビフェニル)

熱に対して安定で電気絶縁性があるため、変圧器、絶縁機、塗料、溶剤など幅広くで用いられたが、毒性が強く発がん性がある。「カネミ油症事件」の原因物質の1つであり、昭和47年製造および輸入が原則禁止された。その後保管中のPCBが紛失するという事例が多数判明したため、平成13年PCB廃棄物特別措置法を制定し、PCB廃棄物の所管事業者に対し平成39年までに処理を求めた。なお、国際的な規制条約（POPs条約）のPOPsとは、残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants)の略でダイオキシン、PCB、DDT等を指す。

ppm (parts per million)

濃度の単位で、100万分の1を1ppmと表示する。例えば、 1 m^3 （=100万 cm^3 ）の空気中に 1 cm^3 の硫黄酸化物が混じっている場合の硫黄酸化物濃度は1ppmと表示し、また、水 1 m^3 （1t=100万g）の中に汚濁物質1gが混じっている場合を1ppmと表示する。なお、1ppb (parts per billion) は、10億分の1を表す。

微小粒子状物質（PM2.5：Particulate Matter2.5）

大気中に漂う粒径 $2.5 \mu\text{m}$ （ $1 \mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ）以下の微小な粒子のこと。従来から環境基準を定めて対策してきた浮遊粒子状物質（SPM： $10 \mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子。

物の燃焼によって直接排出されるもの(一次生成)と、環境大気中での化学反応により生成された物(二次生成)がある。一次生成粒子の発生源として、ばい煙・粉じん発生施設、自動車、航空機などのほか、土壌・海洋・火山など自然由来のものや越境汚染によるものもある。またタバコの煙にも含まれている。二次生成粒子は、硫酸化合物(SO_x)や窒素化合物(NO_x)、揮発性有機化合物(VOC)等のガス状物質が、大気中で光やオゾンと反応して生成する。

髪の毛の太さの30分の1程度のため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が心配されている。→SPMも参照

(ふ)

不検出 (ND=Not detected, No detection)

ある検体に含まれる、化学物質や放射線量を調べたとき、検出されなかった場合を指す。

検出されなかったからといって、当該物質量が0ということではない。なぜならどんなに精度の高い機器を使用したとしても、その物質が含まれていないことを証明することはできないからである。また、どの数字以下なら不検出になるかは使用する検査器具によって異なる。現在の名取市の食品放射能測定(住民持ち込み分)では、検出限界値の10ベクレル/kg以下を不検出としている。

浮遊粒子状物質→SPM参照

フロン類

フルオロカーボン(フッ素と炭素の化合物)の総称で、クロロフルオロカーボン(CFC。炭素・フッ素・塩素のみからなる化合物)の総称。ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC。CFCの構成元素に水素が加わったもの)、ハイドロフルオロカーボン(HFC。炭素・水素・フッ素の化合物。塩素を含まない)がある。また臭素を含むハロンをフロン類に含めることもある。なお、特定フロンとはモントリオール議定書(フロン類の規制を定めた議定書)で特にオゾン層破壊に強いとされたCFC15種を指す。

フロン類は熱に強く冷媒、溶剤として優れた性能を持ち、クーラーや各種スプレー、半導体産業での洗浄剤としても広く利用されている。しかし、オゾン層を破壊して、地表の紫外線を増加させ、人間や生態系に影響を及ぼすおそれがあるとして国際的に問題となっている。そのためモントリオール議定書でCFCの生産・使用禁止、HCFCの2030年(先進国では2020年)までの全廃が規定された。現在では冷媒としてHFCなどオゾン層を破壊しない化学物質が使われるようになった。

しかし、HFCは二酸化炭素の100~10,000倍温室効果が大きいいため、京都議定書による削減対象の物質である。→温室効果ガス

粉じん

大気汚染防止法では「物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」を指す。また粉じんは特定粉じん(石綿等)と一般粉じん(それ以外)に分けられる。

(も)

モニタリング調査

環境を良好に保つため、環境中の汚染物質を常に監視・測定し、大気・水質・土壌などの汚染状況を把握するための調査。測定されたデータは施策の効果を図る指標となり、対策を実施するためにも用いられる。

モニタリングポスト

大気中の放射線量を継続的に測定する据え置き型の装置。

(よ)

要請限度

騒音規制法や振動規制法に基づき定められた自動車騒音や道路交通振動の限度で、市町村長は、これを超えた場合で道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会等に対し、道路交通法の規定に基づく交通規制等の措置をとるべきことを要請するものとされている。その値は、区域、時間帯に応じて定められており環境基準より5~15dB(A)高くなっている。

(り)

緑地環境保全地域

良好な自然環境を形成し、都市環境または都市構成上その存在が必要と認められる区域、都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地等良好な自然環境を形成している区域など、その区域における自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資するものについて、県自然環境保全条例に基づき指定された地域をいう。

(る)

類型指定

水質汚濁、騒音、振動、悪臭の環境基準について、国が設定した類型別の基準値に基づき、水質汚濁については都道府県知事が、水域の利用目的、水質の現状など、騒音、振動、悪臭に関しては市長が都市計画区域などを勘案し、具体的な地域をあてはめ指定することをいう。

(れ)

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種の情報を取りまとめたもの。環境省や各都道府県などで作成している。国際的には IUCN（国際自然保護連合）によって刊行された世界の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにした資料。

平成 3 年 5 月に環境庁（当時）は、「日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—（脊椎動物編）」を発刊した。この資料は希少野生生物保護に資する基礎的資料として全国的に多くの場で活用されるとともに、「レッドデータブック」の名を広げた基礎的資料である。

宮城県では平成 8 年度～平成 12 年度に県内の動植物の分布状況を調査し、「宮城県の希少な動植物—宮城県レッドデータブック—」を平成 13 年 3 月に刊行している。平成 20 年度から見直し作業を進めていたが東日本大震災で自然環境が大きく変化したため、震災前に調査を終えていた掲載種についてのみ平成 28 年 3 月「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物—RED DATA BOOK MIYAGI 2016 年版」を刊行した。その後、東日本大震災以降は著しい変化があり、震災から 10 年目を迎え、先の宮城県レッドデータブック 2016 の発行から 5 年目となる機会に、これまでの調査結果を踏まえて、レッドリストを改訂し、「宮城県の希少な野生動植物—宮城県レッドリスト 2021 年版」（以下、「宮城県レッドリスト 2021」という。）を刊行した。

なとりのかんきょう

令和4年11月発行

編 集 名取市生活経済部クリーン対策課

発 行 名取市生活経済部クリーン対策課

〒981-1292 名取市増田字柳田 80 番地

TEL (022) 384-2111

印 刷 (株) ペナントコーポレーション